

第三回参議院人事委員會會議錄第三号

公聴会

昭和二十三年十二月二十二日(月曜日)

本日の會議に付した事件

○國家公務員法の一部を改正する法律案(閣内閣送付)

午前十一時四十三分開会

○委員長(中井光次君) これより開会いたします。

本日は國家公務員法の一部を改正する法律案に対する公聴会でございます。會議に先立ちまして、公述人の方方が御多忙の中から御出席頂きましたことに、委員長といたしまして厚く御礼を申し上げます。案件は國家公務員法改正法案についてというのであります。本日は人事委員會と労働委員會と連合して公聴会を開きますから、さよう御了承をお願いいたします。公述をお願いいたします時間は十五分でありまして、これを午前部の部と午後部の部に分ちまして、午前部の部が終了しましたら、これに對しまして人事委員及び労働委員からの御質問を願うことにいたします。それから午後部の部が終了しましたら、又各委員の御質問を願うことにいたします。と存じます。そして各委員の御質問は十分にして頂きたいのでございまして、時間の關係上遺憾ながら各委員の御質問は五分間以内、これに對する御答弁も五分間以内としてお願いいたしますと存じます。わざわざ万障を差繰り御出席を願いましたにも拘らず、時間の關係上、公述の方々に

對しましては甚だ短い時間よりないことに對しまして、ここに改めてお詫を申し上げる次第であります。公述の順序は御出席の都合によりまして、多少の変更はあると存じます。又御返事の遅延のために、公述人の方の名簿に漏れた方もあるかも知れませんが、その点は特別にお許しをお願い申し上げます。それでは最初に全官公労組委員長佐藤安政君にお願いいたします。

○公述人(佐藤安政君) 全官公協の佐藤であります。大体私國家公務員法の制定の場合にも公述人として出ておりました。それから一昨昨日の衆議院の公聴会でも公述人として十分程時間を頂いておるので、大体それと同じような骨子によつて、國家公務員法に對する私の公述を申し上げます。

先ず私は大前提として、現行の國家公務員法に對する我々の立場からの絶対反対であるという態度、從つてこれはむしろ現在の情勢では撤廃される方が適當ではないか、そういうふうな態度を持つておることに致し、さういせん。この國家公務員法の現行の法律が施行されてから、私達が制定された時に反對した理由通りに、現実には少しも國家公務員法が制定されて、然る後に官廳が民主化される方向をとつておる、そういうふうなことはなく、むしろ國家公務員法の中に含まれておる、給與の面の、職階制に至つては、實に下層官吏の悲劇というふうな現実を生んでおります。それで特權官僚が非常に強化され、固定化されて一

つの官廳における官廳労働者と、官僚との間の仕事の上の齟齬が非常に出ております。これは私達が当初に申し上げました新官僚というふうなものが姿を変えて登場した一つの現れではないか、そういうふうな私達は見ております。日本なんの場合には、政界が非常にアメリカなんかと比べて幼稚であります。關係上、國家公務員法ができたとしても、この官僚政治というふうなものが、大きく抬頭して來まして、我々が問題にし、國民が問題にしておる日本の官僚政治が、政界政治を圧迫するやうな姿を、非常に助長して來ると思ひます。從つて私達はこういうやうな面からも、むしろ警告を議員の皆様にも申し上げておいたのであります。こういうふうな幾多の問題を残して、或いは弊害を持つた現行の國家公務員法を更に改悪するやうなことが、今度の改悪案であります。これは我々としては、絶対反対する、声を大きくして現行の國家公務員法の反對の當時よりも、我々は反對の意思を表明せざるを得ません。

それから私はここで重要なことを申し上げたいのでありますが、こういうふうな現行の公務員法が問題であり、更に現行の公務員法を、より一層大きく改悪するやうなことが、それは現在の憲法に幾多抵觸し、或いは違反する個所が多いのであります。從つて私は法治國家であり、憲法の下における國會である限り、こういうやうな法案を國會で審議すること、それ自身が非常にお

かしいのじやないか、こういうふうなことに疑問を持つております。それから我々が今度の改悪案に反對する大きな点を、一つ、二つ申述べて見たいと思ふのであります。

先ず第一に、憲法で保障された、労働者の基本的人権を拒否する労働三法の拒否が、非常に大きく今度の改悪案には出ております。そうすると私たちは、自分で自分を護るというやうなことが全然できなくなり、あまつさえ法律でその場合保護されるといふやうなことが、全然労働三法が拒否されておるためにできません。これはどういふやうなことを意味するかというと、これは常識的に分るのでありますが、大體官吏を自由自在に、好きなときに首を切り、好きなときにいふやうな処罰ができるというやうな、人間の生殺與奪をこの中に謳われておるのであつて、この傾向は決して我々が輕視できない。獨裁的な、專制的な法牙ではないか、こういうやうなことを危ぶむものであります。

それから第二には、これも非常に問題が大きいと思ふのでありますが、人事委員會の權限の擴大強化であり、更にこの人事委員會の擴大強化を見ますと、内閣の行政、それから國會の立法、裁判所の司法、これを併せ持つております。これは非常に大きな問題だらうと思ひます。これは、私たちが國家公務員法の現行の法律が施行されるときも非常に声を大きくして反對し、警告したのでありますが、これこ

そが、先の國家公務員法の制定の当初、私たちが叫び続けた今までの特權官僚が、一應表面だけを衣更えて、新官僚が一つの独自の、獨裁的な勢力、或いは權力を以てここに登場して來た一つの現われではないか、そういうふうな私たちは見ております。それから現在國家公務員法の適用の範圍が非常に増大されつつありますし、現在の情勢では、例えば公團組織とか、或いは重要産業の皆さんが國家公務員法の適用を受けるやうな情勢にあります。これを今回の内閣の行政とか、國會の立法、裁判所の司法を併せて持つやうな人事委員會ができれば、この國家公務員法を適用される範圍が擴大されて、それを牛耳る範圍が非常に増大するのでありますから、我々は明日を考へて慄然とせざるを得ない、こういうふうな私たちは考へております。

それからここにも、やはり前に申し上げたやうに、特權官僚が衣更えをして新たに新官僚というやうな、独自のものを植へ付けまして、ここにもやはり獨裁的な、專制的なもの、この一項目、一項目に表われております。それから第三番目に、人事委員會には法律顧問というやうなものがつくやうになつております。この法律顧問を決める場合には、これは人事院規則に委ねております。これは非常に、私は危険なやり方ではないか、こういうふうには考へます。何故ならば人事委員會では、人事委員會のいふやうなものを護るために、國會や、或いは國民や、

その他の機関がタッチできないような、人事委員会が強化するような形で、この法律顧問を委嘱するかも知れません。これは勿論私たちとしては、国会の皆さんがこの法律顧問を自由に選出されて、これは顧問とさせるべきであつて、決して人事委員会の人事院規則に委ねるというようなことは、非常に問題が大きいのではないかと、こゝうふに私は考えます。

それから全体として公務員適用の範囲が拡大され、増大されるような情勢にあるとき、この法律がこゝういふような性格を持つておる点より、この法律の独自のものとして、政党から、或いは議會から、國民から切離して、絶対的な意圖がこゝの中に含まれて来るのであります。これはもう少し突つ込んで私達考えますと、日本がどういふふうな環境におかれても、この人事委員会の権限というものは、明日も、明後日も考えて大丈夫なように、日本の官公廳の労働者、或いは官公廳の労働者を中心にして、非常に大きな範囲で、先ず何といひますか、民主勢力というふうなものを握つておいて、こゝ中で独自の力を發揮して行けば、こゝういふふうなことになるのであらうか、こゝういふふうなことを私達考えますと、非常にこれは問題が大きいのではないかと、こゝういふふうに考えます。

それからこの人事委員会の権限の拡大は、非常に大きな理由の理由が含まれておりますが、これは何といひますか、取りも直さず全官公廳の労働者を徹底的に、完成した官吏奴隷法というふうなもので縛つちもうといふことに外ならないのではないかと、それから國家公務員法が制定された

當時と、現在の情勢は非常に違つております。御存じのように、アメリカのタフト・ハートレー法案が、ああいふふうな形で廢止されようとしておるときに、日本では未だ曾つて我々が見もしたこともないし、聞きもしたことのないような、これと逆行するような傾向を取つておる法案が、今出されようとしております。でありますから、我々としては絶対にこの法案には、仮令どういふふうな理由があつても、賛成はできないのであります。これはむしろ現在の情勢や或いはこゝういふふうな重大な憲法に抵触しておるような事由を考へ併せまして、これはむしろこの法案をつくり返さるべきが、現在の情勢上妥当ではないかと、こゝういふふうに考えます。

それから最後に、私達は政党の皆様に、それから組合の一部の皆様にも、こゝういふふうな方がおられるのであります。が、この國家公務員法の出た端緒は、マックアサー元帥の書簡にあるのだから、これは当然尊重して、止むを得ないのじやないかといふようなことを、私達は政党の皆さん、政府の皆さんとの交渉の中では、こゝういふふうな結論を、或いは回答を頂いております。併しながら私は思うに、勿論私はマックアサー元帥の書簡は尊重しますが、併し仮令こゝうであつても、その内容について、自主的に我々が十分審議解釈して、それを受け入れるか、受け入れないかを決定するのが、我々がマ書簡を尊重するといふことと何等背馳するものではないのじやないか、こゝういふふうには私は考えます。従つて私達が非常に強く要望するものは、國會の皆様が、こゝういふふうなお氣持

で、この法案を十分に御審議を頂くことこそ、この際、或いは現在の日本の、明日のより良きためになるのじやないか、こゝういふふうには考えます。それからこの法案については、もつともつと喋りたいことがありますが、要望したい点があるものであります。時間がございせんから、私、今度改悪される最要点について、我々の組合からの見方を書いた資料を今日持つて来てございします。それを一部ずつ差上げまして御参考にして頂くようにお願いしたいと思います。

私の公述をこれで終ります。
○委員長(中井光次君) 次は價格調整公團理事長、前大阪財務局長石井茂樹君にお願いいたします。

○公團人(石井茂樹君) 私は公務員法改正案に関する全般につきまして、若干の意見を述べますと同時に、現在公團の役員に職を奉じております関係上、公團役員と今度の公務員法改正案との関係につきまして、若干の意見を述べたいと存じます。

現行國家公務員法が新憲法の精神に基き、國民全体の奉仕者であるといふ公務員制度の確立に基いて制定されまして、今度又この改正法案によりまして、更にこれが一步を進めておるといふ意味合におきまして、現下の情勢上、この改正案の方向につきまして、賛成の意を表するわけでございします。が、ただその法案の内容を見ますると、若干行き過ぎの点があり、且実情に副わぬ部分が相当あるのではないかと存じます。これらの点につきまして、一、二内容につきまして意見を申述べますれば、第一は人事院の権限拡大強化の問題でございまして、法案の

各所に散見いたしますように、人事院規則、或いは人事院の必要によりまして、相当大きな権限が人事院に與えられております。これは一面から見ますれば、人事院の独立性を確保し、公平なる人事行政を行うという意味におきまして結構なことかも知存じます。が、余りにこれが行き過ぎますと、國會の立法権の縮小にもなり、又他の行政機関との摩擦も生ずるといふやうなわけでありまして、この点は相当考へべき点ではないかと思ひます。例へば改正法案の七十五條には、職員に對して免職されないという規定がございします。が、これなども現行法では法律だけによつて決まるわけでございしますが、改正案では「法律又は人事院規則」人事院規則でも職員の免職に関する規定ができることと書いてございします。又七十七條を見ますれば、職員に對する免職に関する規定につきましても、法律又は人事院規則で定めるとありまして、人事院規則が法律と同等の地位を與えられてゐる箇所が多々あることは、人事院の権限を余りに強化し過ぎはしないかといふ感じがいたしました。又人事院の独立性を余りに過重する結果は、政府全般の政策、殊に給與問題等に関しまして、財政經濟政策との調和が、旨く保てるかどうかといふ点に疑問があるわけでございします。例へば二十八條の情勢適應の原則というのがございしますが、この規定には職員に對して、勤務時間等は國會において、社會一般の情勢に適應するように、隨時にこれを變更することができるとあります。又その變更に關しましては、人事院が勧告の義務があると書いてあります。又その第二項には人事院は、

毎年、少くとも一回俸給表が適當であるかどうかを、國會及び内閣に報告する、又給與を決定する條件の變化によつて、俸給表に定める給與の百分の五以上の増減をする必要が生じた場合には、人事院はその報告にあわせて、國會及び内閣に適當な勧告をしなければならぬといふ規定があるのでございします。又六十三條には、給與準則に関する規定がございまして、人事院は給與準則を立案いたしまして、内閣總理大臣に提出するといふ義務があるわけでございします。が、これら給與に關する人事院の勧告義務、或いは給與準則の立案等につきまして、余りに人事院の独立性を發揮いたしまして、給與財源の問題、或いは物價政策上に及ぼす影響等につきまして、考慮を拂わずにお決りになる勧告案を作るとか、或いは準則案を作るとかいうことになりますれば、果して政府全般の政策運用上、円滑に行くかどうかといふことにつきまして、非常な疑問があるわけでございします。現に最近の人事委員会のいわゆる六千三百円ベースの勧告案なども、實現の可能性があるかどうかといふことは、財源の問題或いは物價政策上の問題から、相当疑問があるやうに聞いております。が、人事院がかかる案を御作成になる以上は、こゝういふ他の財政經濟に關する諸政策とマッチした、従つて實現の可能性のある案をお立てになる必要があるといふやうに考えられるわけでございします。この点法律に適當な改正を施す方が適當であるかと存じます。

次の点は特別職の範囲の問題でございします。この内容は現行法と、改正法案とは大分變りまして、現行法では

現業廳、或いは公團、その他これに準ずるもの職員は特別職になつております。然るに現業廳、或いは公團の職員と、いわゆる一般官吏とは非常に性格が違つてありまして、鉄道、専賣、或いは通信関係、或いは公團の職員という者は、結局企業体の一員でありまして、一般の官吏とは相当趣きを異にするわけでございます。これを全部改正法案のように、一般職として扱うがよいかどうかという点について、尤も鉄道、専賣につきましては、公共企業体に関する法律案、並びに公共企業体労働関係法案が提出せられて別個の扱いを受けるように聞いておりますが、尙残るところその他の現業官廳もあります。又我々の最も関心を持つておりますのは、公團の問題でございますが、公團のごとき、現下の統制経済を施行しておる段階におきまして、主として民間出身者を以て職員としております公團は、全く民間の企業体と何等異なる部分が多分にあるのでありまして、かくのごとき公團の特殊性に鑑みまして、これを他の一般官吏と同様の規定を当て嵌めるというところにつきましては、非常な無理があるわけでございます。従いまして他の現業廳と同様に、公團の役職員というものは、是非現行法通り、特別職ということに、法律で御決定願う方が、実情に合致するものじやないかということを深く痛感する次第でございます。これに関連いたしまして、九十八條の問題があるわけでございますが、今度公共企業体となります鉄道、専賣につきましては、別途の法律によりまして、爭議権はありませんが、團

体協約の締結を含む団体交渉権を認められるように聞いておりますが、他の現業廳、或いは公團の職員に關しても、その特殊性に鑑みまして、これら鉄道、専賣の公共企業体と同様に、爭議権は別といたしまして、少くとも団体交渉権を認めるということは必要であるかというふうに考えるわけでございます。

次に試験制度の問題でございますが、國家公務員法、現行法でもそうであり、又改正法案でも同様でございますが、すべて官吏の官職を通じて採用試験はもとより、昇任の試験、すべて試験で以て採用、昇任が決められるという制度に相成つておりますが、これは人事行政の公平を期し、情実を避ける意味において理想的には結構でございますが、余りこれも極端になりなすといふ、実情に合わない感があるのではなかつたかと感じます。

次に私企業との隔離の問題でございますが、これは第百三條の、職員は離職後二年間は、営利企業の地位で、その離職前五年間に在職していた國の機關と密接な関係にあるものに就くことはできないという、いわゆる就業禁止の規定がございまして、これは、一般官吏につきましては、或る程度妥當かと考えられる点もございまして、この期間、二年間の就職禁止の期間につきましては、一應こういう規定を設ける以上は、この間に退職職員の生活を保障する退職金その他の制度によりまして、生活を保障して行く制度が裏付に必要であると存するわけでありまして、又先程申し上げました公團の職員につきましては、これは大部分が民間の出身者で構成されておる、而も統制経

濟撤廃後におきましては、いずれも民間企業に移らなくてはならぬ人が大部分を占めておる關係上、公團の職員につきましては、就職の禁止の規定、並びにその前にあります兼業禁止の規定もその適用を排除するということが必要であるかというふうな感じのわけでありまして、その他沢山申し上げたいことがございまして、時間の關係上私の意見はこの程度にすることにいたします。

○委員長(中井光次君) 次は東京大学法学部教授で、行政法を御担当になつております田中二郎君にお願いいたします。

○公述人(田中二郎君) この度の國家公務員法の改正は、殆ど全般に亘る改正といふことができると思いますが、その重点は改正の直接の動機になりまして公務員の團結、團體交渉権及び爭議権に関する新たな規定を設けましたことと、人事委員会を人事院とし、その地位及び権限を強化拡大したということにあるといつていいと思ひます。そしてこの二つの点が共に憲法の規定に抵触する嫌いがあるのではないかと、この意味で問題になつております。

各條文につきましても、いろいろ具體的問題があると思ひますが、この重点となつております二つの点につきまして、私の考えましたところを先ず申上げて、あとで逐條的に多少問題になります点を申述べたいと思ひます。

順序としまして、初めに人事院の地位及び権限の問題であります。今度の改正によりまして、人事院の獨立性を徹底的に強化しようとする意向が現われております。そも／＼内閣から完全に獨立した行政官廳を設けることが、

新しい憲法の下にできるかどうかという点については非常に疑問があると思ひます。私の考えますところでは、憲法が、行政権は内閣に属するといふ趣旨を示し、その内閣はイギリスの議院内閣組織を建前として採つておるという点から申しますと、すべての行政が内閣を通じて國會に対する責任、延いては國民に対する責任において行われなければならないものと解釈するの、正しい解釈であろうと思ひます。内閣から完全に獨立した第四の行政機關を設けるといふことは、そのものの獨善を可能ならしめる危険性を包蔵してゐると思ひます。從來の各種の委員會制度について見ましても、この観点から何らかの形において内閣に從屬するものとして、要するに内閣、又は各大臣の所轄の下にこれを置くといふことにいたしましたして、人事とか、予算とかの点については少くともそれらの機關の権限の下に、言換えれば全體として内閣の下に從屬するものとして、これを設ける措置を採つております。そしてそれが新憲法の下において、は正しい解釈に依つておるものと考えます。ところで人事院というものについてその獨立性を認めようとする趣意は、行政官廳の、或いは官吏制度の獨立性を尊重して行くといふことの必要、言換えれば政黨政治の弊を遮断して、独自の見地によつて行政を担当せしめようといふ趣意であることは申すまでもありませんが、併しそれにもおのずから一定の限度があつて、一切の内閣から完全に獨立した人事院制度を設けるといふことについては、先程申しましたような意味においての懸念、或いは疑念が免れないと考えます。そ

ういふ観点からいたしまして、直接具體的に問題になる点といたしまして、大体三點を挙げてみたいと思ひます。その第一は今度の改正によりまして、十三條の第四項に、應急予備金の制度を設けております。これは憲法の八十七條に予備費の制度を認めながら、それは内閣の責任において支出されべきものとする趣意を明示しております。その趣旨を逸脱するもので、内閣の責任外に立つ應急予備金の制度を設けるといふことは、この憲法の趣意に反するのではないかと、その意味で、その獨立性を認める必要はないと私は考えるのであります。

第二の問題としまして先程指摘されましたように、人事院に異議その他について最終的な判断をもつて権限を與えられております。この改正の第三條の末項に「前項の規定は、法律問題につき裁判所に出訴する權利に影響を及ぼすものではない」という規定がありまして、法律問題については裁判所に出訴する權利に影響を及ぼすものではないといふことになつておりますが、その法律問題の意味が、單に法律の解釈といふような意味において、理解されることに入らぬ。裁判と云う以上は、事實の認定を含めた意味での法律的な問題でなければならぬのでありまして、後の九十二條あたりの規定と併せ考えますと、これでは最終的な事實認定、或いは裁判的な機能人事院に独占せしめようといふ感があるのであります。このことは司法權の侵害といふ意味において、やはり憲法三十二條なり或いは七十六條の第二項の趣意に反する嫌いがあると考えます。

第三の問題としまして、先程指摘されましたように、人事院に異議その他について最終的な判断をもつて権限を與えられております。この改正の第三條の末項に「前項の規定は、法律問題につき裁判所に出訴する權利に影響を及ぼすものではない」という規定がありまして、法律問題については裁判所に出訴する權利に影響を及ぼすものではないといふことになつておりますが、その法律問題の意味が、單に法律の解釈といふような意味において、理解されることに入らぬ。裁判と云う以上は、事實の認定を含めた意味での法律的な問題でなければならぬのでありまして、後の九十二條あたりの規定と併せ考えますと、これでは最終的な事實認定、或いは裁判的な機能人事院に独占せしめようといふ感があるのであります。このことは司法權の侵害といふ意味において、やはり憲法三十二條なり或いは七十六條の第二項の趣意に反する嫌いがあると考えます。

第三の問題としまして先程指摘されましたように、人事院に異議その他について最終的な判断をもつて権限を與えられております。この改正の第三條の末項に「前項の規定は、法律問題につき裁判所に出訴する權利に影響を及ぼすものではない」という規定がありまして、法律問題については裁判所に出訴する權利に影響を及ぼすものではないといふことになつておりますが、その法律問題の意味が、單に法律の解釈といふような意味において、理解されることに入らぬ。裁判と云う以上は、事實の認定を含めた意味での法律的な問題でなければならぬのでありまして、後の九十二條あたりの規定と併せ考えますと、これでは最終的な事實認定、或いは裁判的な機能人事院に独占せしめようといふ感があるのであります。このことは司法權の侵害といふ意味において、やはり憲法三十二條なり或いは七十六條の第二項の趣意に反する嫌いがあると考えます。

次に第三の問題として、今度の人事院の権限強化の具体的例として、人事院規則とか或いは人事院指令というものを廣範圍に亘つて、制定することを認めております。これは國會中心主義、法律中心主義の憲法の精神を害するものだと考へるのではありません。尤も憲法の下においても、委任命令の制度は認めております。併し、それにはおのずから一定の限界、或いは條理上の限界というものを認めなければならぬと思ひます。事柄によつては當然この法律によつて定めるべきもので、先程も御指摘になりましたが、免職の自由のごとき、或いは公務員について禁止される政治的行為の範圍のごとき、これは基本的人權の問題とも関連いたしまして、若し仮にこれを規定するといふことは、當然法律を以て規定すべき事項であつて、人事院規則のごときを以て獨斷的に制定すべき性質のものではないと、こう考へるのであります。要するにこの憲法の解釈の問題は別といたしまして、今度の人事院というものは、その地位なり身分を完全に保障されたもので、由來身分を保障されたことは、裁判所とか会計検査院とか、いずれも消極的な、或いは受動的な活動をすべきものについて取られた建て方であつて、ところが人事院は身分の保障を得ながら、而も積極的に能動的な官廳關係を支配するということになり、これが人事院の獨裁をもたらす禍根になるのではないかと考へるのです。人事院といたしましては、むしろ國家公務員を政黨の支配から守るというための消極的な、受動的な存在で満足すべきものではないかというふう

考へるのです。

次に第二の問題といたしまして、公務員の團結権、團體交渉権、爭議權の制限、禁止の問題であります。憲法第二十八條の解釈という見地からいいますと、私はこの公務員において、こゝいつた労働者の權利について制限を設けるということは、必ずしも憲法違反であるというとは、言いきれないと思ひます。公務員については他の條文にも示されておりますように、全体の奉仕者でなければならぬ。そういう意味から申しまして、それと矛盾するようないふ争議權というものを否定することは憲法の趣意から申しまして、必ずしも許されぬことではない。こゝ考へます。併しそれには政策的な見地から申しまして、そういうものを全面的に禁止することが、妥當であるかどうかといふことは、おのずから別問題であり、明らかに二十八條にも示してありますように、これは基本的人權の一つとして認められたものであります。それは、できるだけ廣く、一般の労働者に限らず、公務員についてもこれを尊重するのがその精神であると言わなければならぬと思ひます。ただ併し從來のように、これを與えられた者が濫用するといふことの結果として、その公務員の本來の使命を達成することができないといふことが示された今日、これが制限されることは止むを得ないと私は考へます。ただ併し、そのために、公務員の經濟的な地位が十分に満足されないといふことは、結局全体に奉仕すべき者の使命を達成せしむることを得せしめない結果になることを恐れます。従つてそういう團體交渉とか、爭議權というものに代つて

き公務員の地位の、保障のための法律的な保障手段、或いは第三者の適當な機關を設けるなり、その法律的な保障の手段を同時にここに考へなければならぬ。そういう保障手段を伴わないで、ただこれを切捨てるというとは、政策的な見地から申しても、公務員の本來の使命を達成せしめるゆゑんにはならない、こゝういふふうで考へるものであります。これを一般論といたしまして、この國家公務員法の全体を見まして、この國家公務員法の全体を見まして、こゝういふ修正されて然るべき規定、或いは規定として十分にその意味の諒解できない規定、或いは不適當な規定といふのが到る所に見られます。その二三をここに申述べて見たいと思ひます。

その第一は第一條の第三項に「何人も、云々として注意的な規定を設けておられます。これに罰則が附いてあるわけではございません。單なる注意規定であります。注意規定といたしましては、むしろこの法律の精神を尊重するといふ、積極的な面において、この規定を規定すべきであらうと思ひます。初めから処罰、或いはそこ如何にも不都合なことをするやうなことを前提とした規定の仕方といふものは、面白くないと考へます。それから第二の問題として、第二條に特別職の範圍を非常に限定いたしました。言換へれば、公務員法の適用範圍を非常に拡大いたしました。この点についても、私は實際上の観点から必ずしも妥當ではないと考へます。先程黨團の職員についての御意見がありました。それ以外にも臨時的な、或いはパート・タイムの職務に従事する者についての特別な扱いといふもの

の必要でありました。單純な労働の提供といふやうなものについて、これを一般職として拘束するよりは、むしろ可なり實際の事情に應じて自由に使用得るやうな形を取る方が妥當ではないか。その意味におきまして第二條の末項、第七項であります。政府又はその機關と外國人との間に於いて挙げられております諒解をむしろ擴張して、個人的基礎において、一定の契約關係が認められるといふことなる方が妥當ではないか。こゝ考へます。

時間がありませんので、簡単に飛ばして申上げたいと思ひますが、それから次に十六條に参りまして、十六條に人事院規則、人事院指令、それから手続といふものを列挙いたしております。ところが規則と指令といふのは一つの法の形式であります。ところが手続といふのはむしろ規則の形式を以て定めらるべき内容ではないかと考へるので、それを並べて書いて置くといふこと自体がおかしい。又その公團の規定は無意味であらうと思ひます、不必要であらうと思ひます。

それからこの人事院規則と人事院指令といふものは、非常に廣汎に認めておることが問題であります。特に人事院指令に違反する行為に対して処罰をするといふ場合が出て参ります。十八條のごときはその例であります。こゝういふ人事院指令を一般に公示しないで、而もその違反が処罰されるといふことは、人事院の獨裁であると同時に、一般人にとつては非常な脅威になるといふことを注意しなければならぬと思ひます。人事院指令といふものが人事院の獨裁を実現するための手段

をして利用されることを大いに警戒する必要があると思ひます。それから先程もお話がありました。試験制度等につきましても、こゝでは人民の一般の權利に密接な關係を持つております事柄でありますだけに、適宜制度するとか、或いはやつたものを勝手に取消すとか、変更するとかいふやうな規定を設けることは、非常に考へるものであります。

それから九十二條に移りまして、適當な調査の結果、取るべき措置といふものを定めておりますが、この点は、改正前の從來の規定の通りに、当該官廳に移譲して適當な措置を取らしめるということが適當であつて、人事院が各大臣のなした処分について、それを勝手に取消し、或いは適當な措置を講ずる、それに対してはもはや訴えの途がないといふやうな方法を取りますことは、妥當ではない。これに對して最終的なものとするといふこと自体も問題でありますと同時に、人事院自体がこゝういつた決定を最終的にするといふとは、非常に問題であらうと思ひます。

最後に一つ、罰則であります。百九條及び百十條に定められております罰則は、多くの事項はむしろ懲戒權の問題として処理さるべきであつて、こゝういつた形の罰則を定めること自体が非常に問題であると思ひます。例えば差別待遇をしたとか、或いは一定の俸給を拂わないとかいふやうな場合に、そのものを自體を當然にこれによつて処罰する、それに協力した一切の者が、百十一條によつて処罰をされるというこゝうになります。こゝういつた意味で罰則を運用して行くといふこと

は、公務員の実際の仕事に当る者をして、常に異常な恫々たる心情を持たしめることになり、その円滑な、又合理的な運営を図つて行くにゆえんではない。こういった罰則の規定の多くは、具体的にはここでは時間がありまじいので申しませんが、その必要がないのではないか、この点は大いに整理するべきであらうと、こう考えます。時間の関係から非常に不完全であります。これを以て私の公述を終わります。

○委員長(中井光次君) 先程も申し上げて置きましたが、午前の公述が終りましたら、委員からの質疑がございまして、公述を終えられました公述人も、暫くお残りをお願いいたします。

次は食糧配給公團労組中央執行委員の熊倉四五七君にお願いいたします。

○公述人(熊倉四五七君) 私は只今お呼出しを頂きました食糧配給公團労働組合の熊倉でございます。本日ここに國家公務員法の改正案に關しまして、國民代表の諸賢の前に、公述人として、意見を申述べた機会を得ましたことを、甚だ光榮に存する次第でございます。

今回上程せられました公務員法の一部改正をする法律案につきましては、私共組織労働者の半数を占める官業労働者の団体交渉権と争議権を剝奪するものでありまして、労働者の基本的人権を蹂躪するものと、かように断ずる者であります。而してこの改悪に對しましては、絶対に反対を強調する者でございます。而も現行法によりまして、法律第二條によりまして、單純なる労働者と並びまして、現業並に公團の職員に關しましては、爾來特別職の取扱を認めておつたに拘わり

ませず、今次改正案につきましては、一般職として律せられることになつておるのでございます。かような点につきましては、甚だ不可解に存する者でございます。一つの例を取つて申し上げますならば、アメリカにおきましては、パンの製造工員並びに製粉工場に働く職員、或はパンを販賣するところの職員、こうした職員のいわゆる勤務者、或いはその他の單純な労働に従事しておる者に対しては、公務員法を以て律しておるとは考えられないのでありまして、さういふ取扱は、決してしておられないという事実を以ていたしまして、私共の納得の行かない点でございます。而も今次の改正案には、いわゆる現業中國鉄並びに專賣三現應は、マ書簡に明示して勧告されまして、特に公共企業体労働關係法を立案いたしました。よつて、これらによつて、規定されるにも拘わりませず、食糧配給公團の職員につきましては、何らの考慮もせられることなく、いわゆる一般永続官吏と同様に取扱われるというようなことは、絶対に公團の職員といたしまして、黙視できない次第でございます。この法律案の精神と申しますか、理念と申しますか、國家機關、即ち行政、司法、立法の國家機能を実現するもの法律であつて、公團のごとく行政、司法、立法のいずれにも即しない労働者を規定する法律では断じてないと思つておる次第でございます。

私は若干食糧の立場にいたしまして、これらの關係の点につきまして申し上げて見たいと思つたが、御承知のように食糧管理法の第十四條には、食糧配給公團は法人とするといふ

ことになつております。明らかに國家機關とは別個の人格を有するものであると信ずるわけでございます。先ず第二十三條に規定されておりますように、私共の上には、總裁並びに副總裁、或いは理事、監事というような役員を以て構成をされておるのでございまして、従ひまして、組織におきましては何と申しますか、社会的な色彩を多分に持つておるという事実があるわけでありまして、従ひまして、我々の公團職員には政府との間におきまして、直接の何らの雇傭條件も有しておられないわけでございます。尙第二十條には、公團の存続機關は御承知のように、昭和二十四年の三月三十一日ということになつておるわけでありまして、全くその面におきましては、解散を予定されるというやうなこともなつております。かような短期の存続期間を有しておりますもの職員に對しまして、いわゆる永続性ある官吏の面を律する公務員法を以て制約するといふやうなことに對しましては、誠に私共は反対をせざるを得ない次第でございます。マ書簡によりますと、國鉄並びに專賣三現應はいわゆる公共企業体といふやうな面に移行するように相成つておりますが、私共の場合におきまして、これらと同様な取扱になつて然るべきではないか、こんなふうに私共は考へておるわけでございます。

大体以上の面から申し上げまして、集約的に申し上げますならば、食糧配給公團という機構は、すでに公共企業体的な色彩を以ちまして運営をされて参つておるわけでありまして、私共の考へにおきましては、むしろ速かに公共企業体的な組織の中に、我々はそ

の取扱の下に置かるべきだ、かように考へておるわけでございます。甚だ簡單な公述でございましたが、以上を申し上げます。公述の責を終りたいと思ひます。

○委員長(中井光次君) 次に早稻田大學社會部教授の北澤新次郎君にお願いいたします。

○公述人(北澤新次郎君) 私はもともと法律家でありませんので、今度の國家公務員法の改正につきまして、一般の私共が普段考へておる常識的な觀察の面からこのことについて公述をして見たいと存じます。

先ず今度の公務員法の改正を必要としたに至りましたのは、マ元帥の書簡に基いておることは論がないのでありますが、これを内容的にどういふ工合に取扱うか、又具体的にどういふ工合に改正をするかといふことは、一にかかつて私は國會に責任がある、國會はその自治的な立場においてこれをなすべきものである、こゝういふふり考へます。で、そゝういふやうな面から見ますと、先ず國會において、それを議する皆さん方をお願いしたいことは、元來公務員といふのはどういふものであるか、公務員は公務員たると同時に勤務者である。精神的な、及び肉体的な、或る面においては勤務者である。若し勤務者であるならば、勤務者に與えられたところの基本的な人権といふものは、できる限りにおいて、これは守るべきものである。そゝうして憲法の第二十八條に與えられたところのその権限を拡大する必要こそあれ、それを縮小すべき性格のものではない。(「その通り」と呼ぶ者あり)こゝういふやうに私は考へます。そゝうし

て、今度の改正が主張されるやうになつたその理由として、普通の社會通念といたしましては、我が國のそゝういふ方面に従事してある團體が、即ち労働組合が、行過ぎをしたといふことになつておりますが、或る程或る面から見れば行過ぎをしたといふことが言えるかも知れませんが、一面から考へるといふと、何が彼らをして行過ぎをさせたか、こゝういふやうに私は考へます。「こんな女に誰がした」といふことがよくありますが、その論理をこの方面に適用することが私はできると思ひます。即ちこゝういふやうな人たちが行過ぎをせざるを得なかつたのは、終戦後の歴代の内閣並びにその局に當る者が、労働問題に對する理解が足りない、又労働問題を如何に解決しようとするかといふことの熱意が足りない、(「仰せの通り」と呼ぶ者あり)その日暮しの政策をやつたから、そこで労働者の人々はいら／＼してついに脱線的な面に行かなければならぬ面もなくはなかつたのではないかと、こゝういふやうに私は考へるものであります。でありますから、先ず第一に労働者に與えられたところの權利といふものは、これはどこまでも守るやうに國會がこれを育てて行くべき性質のものである、こゝういふやうに考へます。又マツカーサー元帥の書簡によりまして、公務員は他の労働者と性格が違ひ、けれどもその第一條件としましては、彼らの待遇改善をし、待遇改善をして、彼らが安んじて公務員たること、この職能を発揮させるやうにすることが第一條件であるといふことが第一條にして、それから彼らの義務を私は律

すべきだと思ふ。與へるべきものを與へないで、することだけをしろとすることは、これは人間であるべきところの公務員を私は何だか極めて特別の人間扱いしておるように考えるのであります。で、今度の國會におきましても、公務員法の改正はやる、じやあそれと同時に給與の問題はどうか、それはいづれやるというようなことは、これは意味をなさないのである。ギウ・アンドン・テイクというのは今日の常識である。先ず與えてそれから彼らの義務をやらせるようにするということが大切な事柄であります。こういうような考え方を以て公務員法を取扱つて欲しいと私は思います。それならば、内容的にはどういうようなことであるかと言へば、勿論團結、團體交渉權、その他勤労者の基本的人權というものはこれをどこまでも尊重する。そして公務員は特殊の性格を持つた仕事に従事しておるのだから、それを輿論の力をしてその間違つたところは匡し、正しいところはこれを擁護して行くといふところにこれを向けて行くべきものだと思います。そうしてそういう考え方から見ますというところ、今度の問題について一番私共が不安に思ふことは、人事委員會の權限強化であります。先程から申し上げましたように、今日の時代におきましては、司法或いは行政というようなのは、これは國會が掌るべきものである。行政司法の權限に獨裁的な權限に似たような權限を與えるといふことは、甚だしく危險である。人事院は然らば給與或いはその他の政治活動をどの点までしていふかといふようなことまで決めなければなら

んのでありますが、人事院の人たちは一体それだけの万能の知識を持つておるかということを考えなければならん。成る程人事院の人はよく研究するだらうけれども、その研究には限度がある。給與問題にしても、政治活動の問題にしましても、これはその当事者をその機関の中に参画させて、例えは、給與委員会というような権限のあるものを設けまして、それには使用者、使われる者、並びに第三者というもの置いて、その機関に掛けて、これは自主的に民主的に決定して行くべきであると考えます。それを第三者である人事院が或る角度を以て適當なりと信ずるところによつて決定しまして、果してそれが適當であるかどうか、輿論がそれを納得するかどうか、況んやその局に當つておるところの公務員がそれによつて納得すべきものを一体得られるかどうかというようなことに關しましては、私は非常にこれに疑問を持つものであります。人事院の権限をそういうふうに拡大強化して、或いは國會というようなものを束縛し、更に何んらかの制限を與えるような機關を設けるというふうなことにつきましては、私はそこに新らしく生れ出る官僚の独裁というものに陥つて、それのために重要な役割を果さんとして働いておるところの公務員を、奴隸労働にまで追込む危険性が伴つて來はしないかというようなことを内心から恐れるものであります。こういう点につきまして、もつと具体的に細かい点を申上げたいと思いますが、まだ公決人の方が沢山おりますから、原則的なものだけを申上げまして、私の考を述べ

させて頂いたのであります。

○委員長(中井光次君) 次に酒類配給公團総裁、元大藏省理財局長式村義雄君。

○公述人(式村義雄君) 私は只今御紹介を受けました式村であります。只今酒類配給公團の仕事をしておりますので、主として酒類配給公團の見地におきまして、今回議案に提案されております國家公務員法の問題につきましても、三点につきまして、極く簡単に意見を申述べたいと存じます。先程来たたびたび各公述人の方々から御意見があったのであります。私も大体において先程來の公述人と同様な意見を持っておりますのであります。

即ち第一の点は、人事院の権限強化の問題でありまして、この点につきましては、先程来たたび／＼公述人から意見がありました。私も今回の改正案によります人事院の権限強化という問題につきましては、どうも余りに権限を強化し過ぎるという感じを持つものであります。人事に關します問題につきましては、非常に人間は神経過敏であります。人のなしますことに必ずしも承知できないと存ずるのであります。殊に極く少数の方々によりまして、非常に多数の人事の問題に携わるといふことは、実情に合いました。人事は到底できないと思うのであります。これがためにいろいろ不平、苦情が續出するという事態を惹起しないとは限らないと存ずるのであります。この点は何としても非常にむずかしい問題でありますから、各職域における実情をよく承知したところの人々によつて、人事の問題が判定せらるべきである、かように存するのであります。

す。現在の官廳組織におきまして、現実いろいろその部局におきまして、現実にその人をよく見た人でなければ到底判定できるものでない、かように存じまするので、この人事の問題が極く少数の人によりまして、相当独断的に決められるという虞れにつきましては、我々も非常に心配いたしておるのであります。又一面給與問題であります。給與の問題につきまして、到底この人事院の決定が直ちに國家財政政策にマツチするものととは限らないのであります。よく我が國の現在におきまする財政状態、インフレーションの状況、その他を加味せられて、判斷せられるべきものが、独断によつて人事院に決定せられることがあるということを考えますときには、今回の人事院と権限強化が余りに強化に過ぎないという感じがするのであります。

第二点は團體権、交渉権、爭議権の問題であります。この問題につきましては、いろいろ御意見もあると存じますのであります。私は現在酒類配給給の公團の仕事をしておりますのであります。この見地よりいたしますならば、現在の我が國におきまする經濟社會狀態の現状からいたしましては、今回の改正法が必ずしも妥當を乞くものであるとも存じないのであります。先ず止むを得ない事態であるからとかように考えるのであります。

第三点につきましては、公團、特別の問題であります。即ち先程來意目もたび／＼ありました。公團職員が今回の改正によりまして、一般職といふことに相成る問題であります。即ち現行の公務員法におきましては、現業廳、公團、その他これらに準ずる職員

で指定いたしましたものは、特別職といたしまして、法律、又は人事院規則にあるが、今回の改正法によりましては、一般職に相成るのかのごとく承つておるのであります。御承知のごとく公團職員は一般行政官廳とは異つておりまして、即ち一つの企業体であるのでありまして、又頭腦労働者ではなく、むしろ現業に属する性質のものであります。その相当部分は筋肉労働者を相當多数に包含いたしておりますのであります。従いまして、それらの職員を或いは任用の試験をすることか、或いはその他の職階制による給與の問題、或いは國給だとか、すべてこの人事に関する問題を一般官吏と同様といたすということにつきましては、非常に実情に合わない点が多分にあることを恐れるのであります。最近私は酒類配給公團を始めまして以來、先ず一年近くに相成るものであります。が、公團そのものの性格を再検討すべき時期に到達いたしておると存するのでありまして、最近その検討を始めつつあるのであります。即ち現在の公團組織というものが如何なる官廳組織と相異なるかのような事情になつておるのでありますが、これはすべてこの公團につきましては、普通の問題であると存するのであります。が、殊に私共のごとく配給公團という性格のものにつきましては、完全なる一つの國民に対するサービスの現業であります。従いましてそれらの現業職員というものが、官吏と同じような各般の組織に相成つておりますことについてにつきましては、國民に対するサービスの点につきまして、非常に欠くる点があるのかのごとく存するのであります。殊に

私共の酒類の配給公團のごときは特別価格酒という酒を賣出してあります。即ち御承知のごとく日本酒にいたしま

するならば、一本千円に近いところの非常に高い酒を賣出しておるのでござい

ます。その御承知のごとく自由販賣という形式で賣出してあります。この販賣組織のごときは全く従来の、昔自由経済時代にありました自由販賣と同じような組織であります。即ち普通の販賣業であります。そう

いうふうな販賣組織につきましては、如何にも官吏組織と同じような組織でやつて参りますことにつきましては、非常な弊害が伴い、又欠点がありま

す。仕事を機動的に、自由に十分に賣出し、これを消化させることは非常に困難な事情が派山あるものでありま

す。それらの点につきましては、最近私共は公團の性格を再検討しなければなら

ん、かように存じておるような矢先に、今回の國家公務員法の改正によりまして、更に一段とそれが一般職とい

うことに相成りまして、一般行政官廳と同じような組織に相成りますとい

うことは、到底忍びないものであります。どういたしまして、國民に対するサービスの点において幾らか欠ける

ように相成つて参りはしないかということを非常に恐れるものであります。例えて申しますならば、給與の問題

が、それらの人にも同じように、官吏と同じ並の俸給で以て決定いたして参

りますことが、如何にも実情に副わないという感に打たれます。これらの点につきましても、公團職員は特別

職になることが非常に緊要であると存ずるのであります。殊に又先程来もお話がありましたが、退職後二年間は就

業禁止という問題がありますが、これらの点につきましても、非常に從來から長らく酒販賣をいたしておりました

者がたゞ公團組織ができたというために、公團の職員になつた。それがために、公團が終りまして後二年間

は、もう酒に關する商賣はできないという事態に相成るのであります。如何にも不自然であり、非常な妥當性を

欠くものと、かように考えるのであります。これらの点につきましても、今回の改正法が、そういうふうな事態に

ならないことをお願いしたいと、かように存じております次第であります。以上簡明であります。三點につ

きまして、意見を申し上げます。○委員長(中井光次君) それでは東京商大教授菅光俊君にお願いいたしま

す。○公述人(菅光俊君) 先程来からお話がありましたように、今度の國家公務員法の改正の問題点としては、人事

院の権限の問題、もう一つは九十八條の規定により、團體交渉権、爭議権の

否認といふ点、この二つが公務員法改正の中心点であると私も考えておるわけでありま

す。人事院については、すでに各方面からお話がありました。私も大体今までの

お話に同感であります。私としては、第九十八條の規定による團體交渉権な

り、爭議権禁止の規定、これを中心にして、極く簡単に意見を申述べて見たいと思

います。この九十八條の問題は前々から論議

せられておりますように、憲法の規定、團結権乃至團體交渉権、爭議権の

保障、二十八條の規定に抵触するかし

ないか、憲法的な問題がもとより一番大切な点であります。この点につ

いては、むしろ私は問題は單に抽象的に憲法違反であるか否かというより、な

ないのか、從來の労働組合法の建前から言いますと、団体交渉権というものの背後には、当然爭議権があるし、又團結権の背後には、団体交渉権と爭議権というものがある、従つて團結権を與えるということは、必ずそこに何と

が、能率を低下させる營業的行爲というものは、恐らくこの條文の文字からみましても、爭議行爲とは考えられないもの、爭議行爲の中に、はまらないものとして、ここに挙つておるのだと考えます。

トな判断、これを一方的にそういう行爲に該当するという判断をして、例えば鹹にされた公務員というものについで救済は、どういう形で考えられるか。固より一般的懲戒というような事については、別段の規定、一般

いにお願いたしたいと思います。尙只今全官公の佐藤委員長は大会出席のために退席しておりますので、午後の部において御質疑にお答えするそうでありますから、御了承を願います。

○村屋重雄君 北沢新次郎さんに少し

者が勝利を占めた、國民の支持を得たといふことを考えて見ますと、私どもはやはりこの時代の動き、新しい時代の動きということについて、よく考えて、この法案を取扱うべきものである、こういうふうに思います。

言いますか、命令系統の混乱と、或いは場合によっては、争議行為によつて、一般大衆の生活が脅かされると、こういうような問題に、どうしてもタツチしてくるだろうという意味で、恐らく警察職員その他については、團結権までも奪われておつたのではなからうか。

問題はこれはいろ／＼な組合側の戦術と関連して、こういう規定が置かれたと思いますが、この規定が若し濫用せられるということになると、非常に危険なことになるので、これは第五項の規定と関連しますが、つまり若し争議をやりますと、「任命又は雇用上の職務を奪はれ、或いは場合によっては、争議行為によつて、一般大衆の生活が脅かされると、こういうような問題に、どうしてもタツチしてくるだろうという意味で、恐らく警察職員その他については、團結権までも奪われておつたのではなからうか。」

的な規定があるということがある。すけれども、併しこの意業的行爲であるかどうかという判断については、なにかもつと公務員の立場を十分保障するような判定の機関と云いますか、そういうものを必要とするのではなからうか。殊に労働者側の事情、公

お尋ねいたしたいと思います。時間がないので御説明が非常に簡単であります。結果だと思いますが、お話の中に公務員たると共に勤労者であるというお言葉がありました。国から給與を受けて、國の仕事に従事する人達が、一般勤労者と別個の扱いを受けることに

○**村尾重雄** 今までの公務員法に於してもお願いいたします。改正案でなしに、公務員法そのものに対してどうお考えになりますか。

○**公述人(北澤新次郎君)** 現行のも私ではなくてもいい、こういうふうに考えております。

うかと私は考えておつたわけです。その意味において、労働組合法第四條の規定は憲法違反という問題を、形式的には生ずる可能性があるわけです。これは先程申しましたように水掛論などで、二十八條と公務員の立場というものと関連は、二十八條を重しとすれば、

「権利を以て対抗できない」という規定になつておりますが、この判断というものが非常にデリケートな問題になつており、果して裁判所でそういう問題を合理的に、公務員の立場というものを十分に考えた上での判断というものは、

務員側の事情というものを十分判断するだけの、少くとも意見を述べるといふ機会を與えることなしに、こういう措置がとられるということは、非常な危険がある。謂わばこの規定をして、公務員がその実質において労働者のなかに置かれておるといふことの、誠に

対する御意見を少しお伺いしたいと思
います。それと関連しまして、大体お
話のうちに今度の改正案には反対の御
意向と思いましたが、國家公務員法そ
のものに対しての御意見も合せて伺い
たいと思います。

○公聴人（北澤新次郎君） 今のお言葉

○大山安君 北沢公述人に御意見を伺ひたいのでありますが、只今の公述中に、いろ／＼と御意見がお叱りか、人事院、國會というようなものは、余り感心できないというようなお言葉がありました、併し我々國會議員はできるだけやつておるつもりであ

のこの問題、二、三の條を讀んで、これに憲法二十八條違反といふことになるでしようし、或いは四條ですか、公務員に関する規定を中心に考えれば、憲法違反でないということになる、しかし爭議權乃至團體交渉權を奪れた現在警察職員、その他について團

か果して可能であるか、非常に危険な規定ではなからうかと私は考えておるわけです。特にこれは、第四項違反は罰則が伴つておるわけです。三年以下の懲役だとか、十万円以下の罰金とかいう罰則を伴つておる。その規定との関連において、この最後の文句は削除

になれば明日から困るということについての十分な顧慮というものが、この規定の中で果して拂われているかどうかという点については、私は相当懸念を持つわけにあります。

ですが、公務員であることは、私はやはり広い意味の労働者であるということは、少しも違ひないと思います。労働者の社会的、経済的の範疇の中に公務員は入るものである、こういうふうには私は考えております。従つて、勤労者と見られてゐることは、歴史的に鑑み

ります。その点は了解して頂きたい。そうしてこの公述中に、主に北沢氏の御意見は、基本人權の尊重というようなことに、主として述べられておるようであります。私から申しますれば、基本人權の尊重、これは憲法上当然の御意見であります。

もこれは行過ぎやないかというふうには私は考えるわけです。それから尙第四項、第五項あたりに、まあ五項では争議権の禁止であります、この争議権の禁止に関する規定の中に「同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政

終りに第六項であります、この規定については先程申しましたように、争議を行った場合には、「雇用上の権利を以て対抗できない」。例えば免官せられるという、戡になるということも

わけですが、今まで申上げましたように、自に九十八條の規定について申上げたい理由で、九十八條全体について、再検討を加えるということが必要ではないか、こう考えておるわけであります。私の公述はこれで終ります。

○委員長(中井光次郎) 午前中の公述

者に與へられたところの憲法上の権利といふものは、飽くまでも守られるべきものである、かういうように私自身は考えております。

それから公務員法の改正につきましては、結論的に申しますと、私は反対であります。そうしてアメリカにおい

○委員長(中井光次君) 御質疑の点を簡明に、それからどなたに対するもののか明瞭に願います。

○大山安君 基本人権の尊重という点について、基本人権の尊重をするための本法案であるという場合に、この

府の活動能率を低下させる意業的行爲をしてはならない。」これは争議権禁止より、もつと一步進んでおるわけなんです、一般に争議権と申しますと、今まで罷業とか、怠業その他の、今まであったいろいろな型を考えるわけですが、そこで問題になるのは、先程申しましたことと関連を持つわけですが、果して、殊に活動能率を低下させる意業的行爲だということを言い出してきますと、こういうような非常なデリケ

はこの程度に止めまして、これから今
までに公述されました七名の公述人に
対しまして、人事及び労働委員より質
疑を願うことにいたします。先程申上
りました通り、時間の関係上質疑も答
弁も簡單直截に、長くも各五分間くら

でも、この公務員法の改正の雛型といいますが、モデルといいますが、そういうものになったタフト・ハートレート法が廃止されようとするように、されるかされないか知りませんが、それを廃止するという方面の当事

法案に當るを得たものであらうといふ。その
な考えも持たれるのであります。その
点をお伺いしたのであります。その
点を伺うという意見の根拠は、平時の
場合は勿論、北沢氏の御意見に當嵌ま
るかも知れませんが、今日のこの國情

の場合には、基本人権の尊重であるから、これは憲法に違反しないのだという事は、どうも御意見の趣旨が判断に苦しむのであります。只今申し上げました通り、平時ではない、実際に國情が変化してある、その場合に國家の總人権を保護する、尊重するといふ意味においては、これは止むを得ないといふような觀念を、私は持つておるわけでありまして、その点をお伺いしたいと思ひます。平時と今日の場合とどういふふうに基本人権の尊重を意味するか。

○公述人(北澤新次郎君) 今日私は平時だと思ふ。戦時じゃないと思ふ。又非常時でもないと思ふ。つまり平和國家、文化國家を作るために、我々は乗り出しておるころの平時である、従つて、その平時にふさわしい個人の基本的な人権といふものをできるだけ廣く入れて、そして労働者も、公務員も、すべての者が経済再建を喜んで、働くことは三度の飯よりも好きだと、こゝろがやうな方向に導いてやるのが我々の責務だと、こゝろ信じます。(拍手)

○大山安君 成る程平時ということになつておりますが、國情から言つて、経済もすべて、この敗れた國家としては、現在は平時ではない。殊に占領下にあつて、基本人権の尊重は、これは何人も否認すべきものではないが、一部基本人権の尊重を最大にして、一部これを與へることができないといふ今日のあり方、即ち平時ではないのであります。その点におきましては、これは一方的である、公平のためには、これはどうしても設けなければならぬといふやうな解釈も持たれるのであります。

ます。成る程理論的には平時であるかも知れないが、實際の國情としては平時ではないのである。つまりその平時であるといふ意見を持つのは、その実體を知らないから、平時であるといふやうな考えを持たれるのであります。實際に國情を察すれば、全く平時ではない。

○委員長(中井光次君) 大山さん、御質疑だけにして、御意見は止めて頂いてどうですか。

○大山安君 その点をよくお聞きしたいのです。(必要なしと呼ぶ者あり) 委員長(中井光次君) 御質疑は外にございせんか。

○羽仁五郎君 最初に價格調整公團理事長の石井茂樹君に、ちよつとお述べになつた間のことについて伺いたいのですが、この九十八條について、爭議権は別として團體交渉権は認めよといふことを御主張になつたのですが、これは公團についてだけですか、それとも一般についてですか。

○公述人(石井茂樹君) 一般官吏につきましては、深く研究しておりますが、少くとも現業職員並びに公團の職員につきましては、爭議権は別として、團體交渉権を認めるという意見であります。

○水橋廣作君 北澤さんにちよつとお伺ひしたいのですが、先程時間の関係でお述べにならなかつたものと私考えておりますが、この規定の中の罰則に關係して北澤さんの御意見をちよつと伺ひたいのです。

○公述人(北澤新次郎君) 罰則も、これも随分妙な点があると思ひますが、まだどういふ工合にしたらよいだらうという考え方を私はまだ決めておりませんが、こんなやうな罰則は、これはもつと是正すべき点があるから、よくお考えを願ひたいといふことをだけ申し上げます。

○松本常子君 私は田中先生にお聞きしたいのですが、先程の九十八條について、私共も非常に不満でございますが、そういう爭議権や團體交渉権を廃止いたしました後の生活保障や、そういう權利の保障について具体的に何かお考えをお持ちになつていらつしやいますか、如何でございましょうか。

○公述人(田中二郎君) お答えいたします。私はまだその具體的の構想といふものを持つておりませんが、それは人事院でなくて、やはり使用者側、労働者側の意見を十分に反映させるやうな第三者機関といふものが、絶えずその一般民間の給與の關係を考慮しながら、或いは國會にそれについての勧告をし、或いは又場合によつてはそれの検討をし、先程もお話のありましたやうな、或る意味での給與委員会といふやうな組織がそこに當然考えらるべきではないか、こゝろ程度のことより考へておりません。

○羽仁五郎君 次に酒類配給公團總裁の式村君に御質問いたします。あなたはこの三点の中で、第一点では人事院の権限が拡大されるということに反對をされたのですが、それで人事院の権限は縮小してしまふ……若しお説が通れば、そして第二点では、一般の公務員の團結権の制限は團體交渉権、爭議権の否認には賛成されたのですが、そうしますと、公務員といふものは人事院も保護して呉れない、それから自分たちもみづから保護する手段を失うといふことになつて、棄てられた犬のよ

うになるんじゃないか、いかがでしようか。

○公述人(式村義雄君) 私は人事院の権限の問題を申し上げましたが、それは少し現在の案が強過ぎるという意味を申し上げた次第であります。その程度の問題だと私は考へております。それから人事院が官吏を保護して呉れるといふことは十分承知いたしております。その意味におきまして、人事院が官吏なり一般公務員を保護して行くといふ立場は別にどういふ反對をいたしたわけではないのであります。尙團體交渉権の問題については、公團職員が特別職になりますといふと、これが無くなるかのごとくであります。これは本改正案が止むを得ないといふことを申し上げた次第であります。

○羽仁五郎君 そりするともう一度伺ひますが、その二つの点に關して、人事院が、まあ具體的な問題としては、例えば今追加予算の問題でも出ておりますように、一方からは人事院が折角公務員の生活を適當に保障しようといふふうに考へる。併しその権限が余りに大きくなるということとは危険であるといふのでそれを制限しますと、まあ單に勧告する程度で、公務員が實際食へるか食へないかといふ責任を負へないわけですね。それを負へるやうな権限を與へるということになれば、あなたの考へから行けば、それは非常に危険だといふことになるわけですね。そうだとすると、人事院が公務員の生活を保障する全責任を負うといふ程の、それ程の大きな権限を人事院に與へるといふ危険をあなたは考へになるか。それともそれは余り危険だ……つまりそれだつたならば、公務員一般に團體交渉権、爭議権といふものを與へるといふことの方が安全ではないかといふふうに、それはどつちを危険なりと考へますか。

○公述人(式村義雄君) 私は人事院の権限の中の給與の問題についてちよつと触れましたが、その問題は國家全体の立場から考へたから申し上げたのでありまして、例えば現在の我が國の物價の財政状態から考へて、余りに極端に大きな給與を公務員のみに與へるといふことは、却つて國民全体の租税などに影響いたします。……な点から考へまして、その妥當な判断を下さなければならぬといふやうな点を申し上げた次第であります。即ち予算と各政策との總合といふやうな点を申し上げたのでありまして、それから極端になり過ぎると困ることがありはしないかといふ結論を申し上げた次第であります。

○羽仁五郎君 それでは東京商大教授我妻君に伺ひたいのですが、九十八條について詳しくお説を伺つたのですが、この九十八條の第五項ですね「職員は、政府が代表する使用者としての公衆に對して同盟罷業、意業その他の爭議行為をなし、又は政府の活動能力を低下させる意業的行為をしてはならない。……」そこまでは伺つたのですが、その次に「又、何人も、こゝろの違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若くはあつてはならない。」といふ「何人も」といふ点についてどういふ御意見を持つておりますか。

○公述人(我妻光俊君) 私はこゝろ点については御意見はありません。現在

のままで結構であります。

九

○委員長(中井光次君) 大変長時間皆さん有難うございました。午前中はこれにて休憩をいたします。午後一時十五分より再開いたします。午後、午後の方にお廻りになった方は甚だ御迷惑でございますが、何とぞよろしくお願ひいたします。

休憩をいたします。

午後三時三十八分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(中井光次君) それでは午前中に引続きまして公聴会を開きます。全通委員長土橋一吉君にお願いいたします。

○公聴人(土橋一吉君) 全通労働組合土橋一吉であります。本日は労働委員の各位の御高配によりまして、ここに私が国家公務員に関する公述をさせて頂くことにつきまして、深く感謝の意を表する者であります。

私は本法案が国会へ上程されますこの法案の内容について全面的に反対の意見を表明する者であります。本法案の本質的な理由、或いはこれが国際的な関係、並びに国内的な関係及び憲法法規に照し合せまして、我々が容認のできない、さような政策的な面を持つておりますので、それを逐次申し上げることによつて反対の理由としたいのであります。我が國の現在の経済態勢は、國際的金融資本を中心とするその反動的な勢力と相合致をいたしました。現在日本の國家再建の方式が考えられておるのであります。が、かような考え方につきましては根本的に私は反対をする者であります。それが現下の通貨の膨脹過程を見ましても、現在の生産の萎縮しておる過程を見ましても、

も、亦一般勤労大衆の勤勞意欲が上昇されていまいと云ふような關係から見ましても、かような法案が只今の時期において國會へ上程されることは全く遺憾であると思つております。特に私の承知しております範圍においては、この原案でありますところの元の昨年十月二十一日公布せられた法律第二十号の國家公務員法そのものが根本的な誤りを持つておるのであります。と申上げることにはすでに御承知のように、アメリカにおきまして一八二九年アンドリュー・ジャクソンが大統領に就任いたしました以来、政党政治のその弊害がアメリカの公務員を治の極度に達せしめられたのであります。従つてアメリカにおける國家公務員制定の由來といふものは、丁度英國におきましてあの立憲政體の基礎を作りました憲法制定と同じように、これは私が申上げるまでもなく人民の權利、解放のための誓約が憲法の基本であつたと思つております。ところが我が國の明治三十年の憲法はこの人民の權利を確保する誓約を逆に取りまして、天皇制の權力を強固するために作られた欽定憲法であつたのであります。これと同じように今申上げたアメリカにおける國家公務員法は明らかに政党政治の誤れる民主主義のために、全國民諸君が官僚の一方的な政策によるところの行政措置を行う、この弊害を是正するために國家公務員法が制定せられたものであります。ところが我が國の現狀を見ますと、終戦以來民主主義の原則によりまして、成程一般勤勞官吏にも労働者としての正当な權利が認められつつあつたのであります。が、この間に

おいて尙現在の職、或いは公職追放等の諸君の中には高級官僚を含んでいないのであります。この高級官僚が如何に我が國の機構制度の本質を誤らしめ、特に委員諸君のいふ「御配慮なり、或いは各政党的政策といふものについて、この高級官僚が如何に誤つた政治の方針を各責任者に誘導しておつたか」といふことは明瞭であります。こういう職位的な或る高級官僚が尙各省に跋扈いたしまして、彼らは學閥を中心として下級勤勞官吏を非常な窮地に陥し入れたのであります。こういう國情下において國家公務員法が制定せられるといふことは明らかにこれはアメリカの場合とは立場を異にしまして、この國家公務員法が先ず規定しております官職の中の第二章にありまして、飽くまでも給與の面におきまして、その權限の行使の面におきまして、上には厚く下には薄いというやうな、極めて我々労働組合員には了解のできない本質を先ずこの法律第二十号が持つておるのであります。従つて我々はこの國家公務員法そのものが我々労働階級の權利を剝奪をし、正当なる基本的人權を阻害する惡法であることは、この前の委員會等においても我々が續々申上げたゆゑんであります。まず法律第二十号の國家公務員法そのものが根本的に我々労働者としての權利を剝奪し、これを制限し、更に日本の全官吏諸君の勤勞意欲を阻害するものであることを明確に申上げたいと思つております。従つてこの法律第二十号の修正的な本案については根本的に反対の意見を表明する結論を持つておるのであります。

何故ならば、私はここに皆さんに特にお話を申し上げたい点は、この國家公務員法が憲法七十三條第四項の規定によりまして、別に定める基準に従つて官吏に関する事務を掌理すること、かよに憲法の七十三條は規定しておるはずであります。この規定と、憲法第二十八條が規定しております勤勞者の基本的な權利でありますところの團結權、罷業權、団体交渉權といふものとどういふ關係があるかといふこととあります。そこで私は憲法七十三條第四項が規定しております、この官吏に関する事務を掌理する規定を別に法律を以て定めるといふことは、これは明らかに國家公務員を担當するところの公務員の事務面におけるところの規定を規定する誓約であらうと思つております。若しこの規定が勤勞者の基本的な權利に関する規定と相關連をするならば、憲法七十三條第四項の規定は明らかにこれは違法であります。でありますから相關連をしないといふ建前を若し取られるならば、當然にこれを勤勞者としての二十八條の規定、或いは遡りまして憲法第十一條が規定しておりますように、この憲法が保障する基本的人權は侵すことのできない永久の權利である、かように憲法が明記しておりますが、この規定の精神から見ましても、又憲法が第九十七條において規定しておりますが、更に加えて侵すことのできない永久の權利である、かように規定しております。

尙憲法九十八條の規定を見ますと、憲法の最高法規を如実に諷いて、この憲法の條項に違反する法律、命令、詔勅その他いかなる行政行為であつても、その全部又は一部が無効であると、かように憲法は明記しておるであります。次に九十九條には、これは天皇であらうと、攝政であらうと、國會議員であらうと、裁判官であらうとこの憲法の規定に準拠して立法、司法、行政を担當しなければならぬといふことを憲法が明示しておるのであります。こういう規定から考えまして、私は當然勤勞者の權利であるところのまず罷業權、団体交渉權、更に團結權を侵すやうな一切の法律は政府の名において制定せらるべきではないといふことを確信を持つておるのであります。若しかやうな法律を作らなければ、憲法七十四條第一項を御覽になりますると、内閣は法律を誠実に執行する責任を持つておるのであります。従つて法律の表、裏街道から見ましても、かような紛らわしい官吏のいわゆる身分、率直に申上げるならば、官吏の採用、或いは試験、或いは給與、或いは能率、或いは分限令の問題、保障の問題、更に服務の問題といふやうなものによつて、労働組合員としての正当な權利を阻害するやうな立法を作るといふことは、明らかに現政府の反動性を如実に示しているものであります。でありますから、如何なる理窟をつけましようとも、憲法第七十三條、第四項の規定によつて「官吏に関する事務を掌理する」といふ規定のこの裏街道から申しましても、かような基本的人權、勤勞者としての當然な權利を收奪し、これを抑えるやうな立法は、断じてできないのであります。若しかやうな立法がこの國會において認められるとするならば、我が國の國會の權威と我が國の將來の基本的人權に對す

るところの尊重の觀念を麻痺せしめるものであります。でありますから、私は根本的にかような法案を提案する現政府は、憲法第七十三條第一項の規定から見ても、当然國家公務員として、彼らは寧ろ一般國會議員の皆さんに對して、正当なる権利の行使を妨げるような立法、起案をするというようなことについては、寧ろ國家公務員としての責任を私は追求したいと考えておるのであります。この点がまず根本的に私は反對の理由とする法律的な見解であるのであります。

次は經濟的理由であります。經濟的理由については、先程もいろいろ御發言もあつたやうであります。が、我々全官公吏が労働爭議に關しては行き過ぎをしておるといふやうな悪い宣傳を誰がしておつたか。現在までの保守反動的な政、或いは政府、或いは現在の日本の資本家階級の諸君が、かような悪い宣傳をしておつたのであります。我々は飽くまで労働法に認められた正当な権利、労働基準法は我々根本的に反對でありましたが、尙その基準法の規定に従つて中央労働委員會が出した勧告の精神に、我々は十分その趣旨を汲み、尙且つ労働法が認めております期間を経過すること、例えば二・一のストライキの場合にも、二ヶ月を経過したのであります。今年三月の闘争におきましても調停委員會が勧告或いは調停案を出しましてから、約三ヶ月間を経過してストライキが行われておるわけでありまして、かように我々は突如として一般國民、日本の法規に矛盾をしてストライキなり、爭議行為を断行した覚えはただの一回もないのであります。常に我が國

の法律の規定に準拠し、而我々は不満であります。労働関係調整法の規定を遵奉いたしました。尙且つ國民諸君に警告を發し、政府にも努めて團體交渉を展開して、そうして政府の政策的な誤り、政府の團體交渉、或いは我々組合の正当な権利を無視しておるこの使用者としての十分な務めをいたさないゆえんを徹底的に追求いたしました。我々は爭議行為に入つておるのであります。でありますから、若し全官公吏が行き過ぎをしておるとか、或いは罷業権を行つておるといふやうな見解を持つておられる方がおられるならば、觀念を是正して頂きたいと思ふのであります。何故かならば、凡そ労働階級が自分の待遇改善のため

に相集りまして、自分の要求を取り纏めて、その使用者側であるところの政府、会社側、かういふやうな諸君に團體交渉をする権利は、當然の天賦の人權であるのであります。かような権利まで妨げるがごときことは、明らかに憲法の本質を蹂躪するところの考え方であらうと思ふのであります。

次に我々が罷業権を持つてゐる、我が完全に爭議行為を展開するといふ権利を保有せられて、初めて民主國家としての正当な権利の尊重と、政府の誤れる政策に対するところの覺醒を断行し得るところの基礎を持つてゐるのであります。若しかかような法案が通過いたしましたら、全官公吏二百六十萬の正当な権利が抑えられ、これが没却せられ、これが圧殺せられるやうな、かような我が國の政治形態と國家形態を若し招來するならば、日本は再び第二次歐洲大戰のやうな、極めて遺憾な現象を露呈する分岐点となるのであります。

す。飽くまでも労働者の権利を擁護しなければならんと私は主張したいのであります。この観点から先ず現在の政府原案は返上して然るべきである、かういふ見解を持つておるのであります。

次は私が承知しております範圍におきましては、凡そ外國の各代表部の皆さんの御意見を聞きましても、例えば八月二十八日の対日理事會において開催をせられました、あのシーボルト議長、の御發言になりました第一項から第十三項までの、あの御説明に對するソ同盟のキスレンコ少將のあの論駁、或いは特に英連邦代表のパトリック・シヨ一の氏のあの言葉、例えば簡単に申し上げるならば、パトリック・シヨ一氏は、少くとも人事委員會というやうなもので、そういうもので官公吏の紛争状態を、政府の機關である人事委員會、或いは人事院が裁くというやうな、そんな馬鹿な話は何にどこにあるかという御意見を發表されておるのであります。又政府の職員が、不平と不満となつて、責任を持つて公務を遂行するといふやうな規定を作ることが、民主國家の基本的な態度ではないか。少くとも國家の機關として使われる公務員が、不平と不満と、その待遇面において悶々たる情を持つて、そうして政府の処置に對して遺憾の意を表明しておるというやうな状態が、果して國政の妥當な運用ができるかどうかといふやうな点を發言されておるのであります。更にシ・ボルト議長の話は、これは勧告と言はんよりは示唆であるといふことを仰せになつたが、これでシーボルトとしては安心した、これで、日本の國會が自主的に立法するといふことを裏付けられた。この發言に對しては感謝の意を表する者であるといふことを、シーボルト議長が仰せになつておるのであります。

以上のような關係を見ましても、私はこの國會におかれまして、労働階級の権利を尊重することが、我が國の再建の基本である、少くとも我が國は労働階級、労働階級の生活の保障をして、初めて我が國の産業の興隆があるといふやうなことが、單に口先だけの表看板でさういふことを言われるのでは、非常に迷惑千万である。飽くまでも労働者の基本的な人權を尊重し、労働者の基本的な待遇改善を十分にすること、この信念を持たれたる賢明な委員諸君におかれましては、當然かような法案に御賛成下さるというやうなことは、私には了解はできませんが、恐らく委員の各位は、この法案については、直ちに政府返上の一点において意見を取らうと思ふやうに、切に私は希望したいと思ふのであります。

次は個々の條文に至りまして、簡単に私の意見を述べさせていただきます。私に私の意見を述べさせていただきます。先刻來の口述人のお話によりまして、殆んど明瞭になつておりますが、先ず立法の原則から申しまして、この國會においてすべての権利義務に關するところの問題は可決、決定せられるのが至當であります。特別に技術的な問題、特別に手續上の問題、特別に些細な問題に關しましては、法律にその立法を委任をせしめ、そうしてその機關がこの政令、或いはその他のものを出すといふことが憲法の原則であります。例えば憲法第四十一條を御覽になりますと、我が國の國權の最高機關は國會であります。

そうして國會が唯一の立法機關であることを、憲法は明言しておりますので、如何なる法律の内容でありましても、この法律自身の中に、他の機關へ重大なる権利義務を付與する、これを制限するといふやうな法律を委任することは、極めて危険であります。で、どこまでも憲法第四十一條の規定に従ひまして、この公務員の身分に關する問題、苦情處理に關する問題、或いは紛争状態に關する問題、或いは退職の問題、或いは服務に關するやうなものは、明確に規定をして頂くといふことが第一点。ところがこの人事委員會のこの原案を見ますと、人事委員會が勝手に人事院規則を作つたり、勝手に人事院の指令を發するといふやうなことが、第一條の冒頭に謳われております。かういふやうな廣汎な委任を人事委員會に委ねるやうな、かういふ立法措置をするといふことは、明かにこれは憲法の本質的なものとの矛盾でありますので、かういふ点をまず委員の皆様が、十分お認め下さるやうにお願いしたいと思ふ。

第二点は、この人事院の權限であります。三名の人事官が、現在各省におきまして二百七十萬諸君の試験から採用から、或いは昇給から、或いは退職から紛争状態から、全部のものをやつても尙手不足であります。ところが三名の委員を中心とするやうな人事委員會において、二百六十萬、更にこの法の精神から見るならば、公團關係や進駐軍労働組といふやうなもので含んでおるやうに言われておりますが、そういう龐大な人間の一切の待遇改善の措置が、果して理論通りにできるかといふならば、断じてできないの

るのであります。少くとも憲法十五條の定めるところに従ひまして公務員が「全体の奉仕者であつて、更に又公務員を選定し罷免することは國民の權利」である以上は、公共の福祉に反し、全体の秩序を破壊或いは混乱に導きますことは、憲法第七十三條にいうところの「法律の定める基準に従ひ官吏に關する事務」を内閣が處理する。この趣旨に副ひまして公務員は一般勤勞者とは別個の立場において考えなければならぬと思ふのであります。更にタフト・ハートレー法におきましては、その第三百五條におきまして明瞭に公務員の罷免權を禁止いたしております。若しこれに反したものは解雇後三ヶ年間は再び採用されない旨を規定いたしておるのであります。今回の大統領選挙に際しまして民主党の掲げた八政策の一として、これを廢止せんとする意向が發表されたのであります。かかる世界情勢の中にあつては我が國の公務員制度のみが未だに罷免權禁止を墨守することは、世界の情勢に逆行するものではないかと、併しながらよく考えてみます。ならば同法が昨年七月米國の國會に提案されましたときにおいて、トルーマン大統領はこれに拒否を與えており、併し議場においては、多数を以て可決されておるのであります。このことは同法が決していわゆる一時的な反動的立法であつたというやうなものでもなく、米國における戦後經濟の復興の問題、その他各種の國內情勢の要請に対してとられたもので、實際世論が支持しておつたと見るべきではないかと考へるのであります。アメリカ

カにおける官公職組合員が一般勤勞者と區別されております一つの特色は、各種労働問題が爭議に至る以前において、殆んど官省と組合との協議によつて解決されていくという事實であります。この点我が國における、この種組合の運動の現状からいまして、タフト・ハートレー法の廢止を契機といひまして、直ちにやつて以てこれを我が國にも移すといふことは、妥當を欠く措置ではないかと考へるのであります。況んや戦後各方面におきまして眞剣に復興、再建に邁進いたしてあります今日國民の負荷に應じて、日本再建の中樞となるべき責務を有することと考へますならば、今日、日本が復興の過渡的段階にありまふ点を考へてみまするならば、本改正法案の如き罷免權は過渡的に禁止するべきではないかと存するのであります。併しながらこれを以て政府並に國會においてこの爭議權を禁止する裏附になつておる十分なる基本的な保障、これを勤勞者に與ふる責任を、聊かも輕減せざるものではないのであります。これはマ書簡の中にも明らかに示してあるところでございます。これに対する十分なる待遇については、政府或いは國會におかれましても十二分なる努力を拂ふところの責任を負うべきだと考へるのであります。次に團體交渉權の制限或いは禁止の問題であります。本改正法案の禁止のわゆる拘束的な性質を帯びた交渉權は認めない。併し代表者によつて組合を通じて勤勞條件、及び厚生の活動の適法な目的のために当局と交渉することとができるというやうな、極めて制限された範圍内での交渉であります。

が、本條項は憲法二十八條の規定するところの勤勞者の團結權乃至團體交渉權或いは團體行動權というやうな、この趣旨に副ひ得ないのではないかと考へられるのであります。勿論公務員の本質に鑑みまして、特に憲法におきまして七十三條等におきましては、一般勤勞者の場合と異なる特例を認めてゐるのであります。米國におきましては、官吏の雇主は全國民であり、彼らの意向は議會の立法に表現されていくといふ建前からいまして、議會等の團體交渉は極めて協同的な分野に限られてゐるのであります。併しながら公務員がその生活を保障するところの最後の手段としての交渉權をば不当に制限いたしますならば、奉仕者としての義務責任の面をのみ強調しすぎる結果、一方的に勤勞者の權利を抑圧する結果になり、やがて生活の保障すらなし得ないという虞れを持つものであります。又他の一面におきましては上級官吏の勢力はますます強固なものになるであらうことは當然予想し得られるところであり、勢いいづゆる官廳の民主化は逆行する虞れも生ずるのであります。従ひましてこの点につきましてはいわゆる不當なる制限を加えない範圍内での交渉、これは當然認めるのが妥當だと存するのであります。

次に先程からこれいふ／＼問題になつておりますが、人事院の權限の拡充、獨立化であります。今後公務員のあらゆる労働問題が基準法の一部を除いて、労働三立法の適用を原則的に外すやうに相成りますれば、すべての任用、昇進、その他一切のいわゆるいざこざに至りますまで、人事院の手において握るわけでございます。この点政黨關係などのいわゆる惡影響などを排除いたしますためには、或いは本法案は必要なる措置と言わねばなりません。併し半面におきまして公務員に關するオール・マイティを人事院が握る結果といたしまして、法律の技術的な問題は別といたしまして、先程から言われておりますがごとくに、いづゆる第四官僚の誕生を防ぎ、且つは本法制定の趣旨であるところの封建的な官僚思想の温存を断つために、法に規定してありますところの國會の承認を得て内閣總理大臣が人事官を任命する、或いは又内閣總理大臣が彈劾によつて人事官の罷免權を持つというやうなこの趣旨につきまして、内閣或いは國會におかれましては十二分に御趣旨を理解され、且つこれを活用せねばならぬと思ふのであります。特に準司法權的な相當廣範圍に亘りまする罰則をも最後に加えております点は更に検討の余地があるのではないと思ひます。

以上極めて簡単に要點につきまして意見を申述べたわけであり、併しながらその他組合員のいづゆるクローズド・ショップ制の廢止であるとか、或いは一般職の範圍を拡充いたしまして、各省の事務次官或いは又單純勤勞者をもこの中に加えていくというやうな点につきましては、若干意見を申述べたいのであります。時間の關係で省略いたしまして、最後に以上を總括いたします。今回の改正案につきましては組織勤勞者の方々或いは又その他の方面から正しく改惡であつて、先進國米國がすでにタフト・ハートレー法からワグナー法へ復歸するだらうといふやうな時勢の下に、非時代的である時代逆行的であるといふやうな反對意見もあることと思ひます。併しながら私の考へますには、冒頭に述べました通り、現在の我が國の置かれております位置が如何なる情勢の下にあるか、一日も速かに再建體制を整えねばならぬ、この國內的の要請、更に政治的、社會的に國際的の一大不安と混亂の渦中に投ぜられんとしてゐる、この実情などを深く反省いたしますときに、私共お互ひにこの種の措置は必要であることを考へるのであります。彼のタフト・ハートレー法に反對をし、且つこれを廢止するやうな意向があるかに伺つておりますところのトルーマン大統領が、今次の第二次世界大戰に際しまして、國內労働體制を一新して、戰爭の勝利のためにAFI及びCIOの首腦者と會見いたしました。戰時中はいづゆるノーストライク・アグリメントを結んだといふことは私共には大きな或る種の示唆を與えるのではないかと考へるのであります。更に又附加いたしますならば、七月二十二日附のマ書簡の一節でありますところの「公務員法の目的は日本に民主的で能率の高い公務員制度を確立するにあるが、現在の形のままで政府に対する少数グループの圧迫に対しては保障することができない」云々、以上のやうな引用をいたしましたこの言葉の内包する精神こそ、國家公務員法改正法案に対するところの指針となるべきではないかといふことを信じて、私の公述を終りたいと思ふのであります。御清聴を煩わしましたことを厚く感謝いたします。

○委員長(中井光次君) 次には國鉄労働組合中央執行委員、小林一君に願います。

○公述人(小林一君) 國鉄労働組合執行委員の小林でございます。本日國家公務員法の審議に参考といたしまして公述をさせて頂くことを光榮に存する次第であります。いろいろと公述人の方々から諸般の關係をお述べあられたと思ひますけれども、私は別個に而も労働組合の立場から本問題について、十分に發言をいたしたいと考ふる次第でございます。

まずいろいろと今度の公務員法に賛成せられる方の基本的な考へをいたしまして、公務員が労働者ではないという前提に立つておられるのでございします。併しながらこの考へ方については重大なる誤謬を含んでおられることを申し上げたいわけでございます。

即ち我々國家公務員と雖も、強制的に任命せられたものではございせんので、やはり我々の意思の承諾に基いて雇傭されておられる始末でございします。又我々は必要に應じ雇傭の權利をみずから放棄することができるといふ立場に立つておられて、制限は受けておりますけれども、やはり雇傭の原則に立つておられることは絶対に否認できない筈でございます。この点をまずお考えになつて頂きたいと思ひわけでございます。

又次に我々國家公務員の業務が、特殊な範圍に限定されておられる行政面、監督面その他の廣汎ないわゆる統治權の作用にあるということを以て、我々の行動權を否認しようという考へ方の方があるわけですが、現在の公務員というのは極めて廣範圍に亘つて

おりまして、例を挙げれば都廳その他の便所の汲取人という様な者までも、場合によつては、公務員の範疇に入るわけでございます。かくのごとき廣汎な人達を單に公務員という名前によつて縛り、我々單に技術的に事務を行つておられる者に対しまして、國家公務員の名において基本的權利を剝奪しようという様な考へ方は断じて許されないのでございまして、この考へ方を單に名稱によつて規定するといふ考へ方になれば、再び東條首相が戦時においてとつたところの國家總動員若しくは一億一心の体制によつて、事實上我々の諸權利を剝奪するといふ結果になることを私は予言したいわけでありまして、こういう点からこの考へ方については我々は納得することができないわけでございます。

最後に我々の給與の面からいたしましても、先般の物價改訂三千七百九十一円ベースの問題にいたしましても、當時我々が二千九百二十円の低賃金に喘いでおりまして、これを政府は何と言つたか。即ち民間の給與はすでに三千八百円、四千円という高額になつておる、そのために物價改訂をやらざるを得ないのであるといふことを申しておつたのであります。そのときに我々は二千九百二十円の低賃金に喘いでおつたという現実でございます。又現在におきましては、民間におきましては六千四百若しくは七千円、もつと高いところも聞いておりますけれども、その様な賃金に上つておられるにも拘わらず、我々は未だ三千七百九十一円をびた一文も出でおられないという現実を、十分に皆様方は御認識願いたいと思ひわけでございます。こういう観点に立

つて我々は飽くまで公務員の生活の保障というものは、憲法に規定されておるところの團體行動權の保障によつてのみ確立されるということを私は指摘したいわけでございます。このことにつきましても、いろいろ先程の公述人の方々も理論的な展開をされておられるのでございしますが、私はこの点についてアメリカにおけるところの事例を申上げて、率直にお訴へ申し上げたいと思ひわけでございます。

アメリカの前大統領であるところのルーズヴェルト氏は、今回マ書簡によつていろいろと引用された字句と別に次のようなことを申述べております。即ち「政府被傭者が十分な給與を欲し、適切な労働關係、安全に副うような労働條件を欲し、昇進の機會の開けること、或いは苦情の公正な處理、その他のために正当に認められる目的を以て民間企業と同様な立場においてみずから組織し、又この意見を行うということは當然認められなければならない」といふことが言われております。又アメリカにおきましては、團體交渉を、單に立法府に對しまして世論を通じて反映させるという考へ方が極めて不完全であり、實質に副わないといふ立場から、この考へ方に対しては、相當の異論があるわけでございます。事實、一九四三年乃至四年におきましては、アメリカの都市の市長と被傭者の關係におきまして、殆どどの大部分が労働契約を結んでおる、そして責任あるところの行政官と被傭者が團體交渉を行なつて、労働條件の結論を得ておられるという現実がこれを示しておるわけでございます。こういう観点から今回の公務員法の問題を検討せ

られなければならないといふことを申上げたいと思ひます。

次に最も重要なことは、先程土橋委員長から言われた通り、我々の基本的權利を保障するところの労働三立法は、單に從來言われておるところの立法でなく、憲法の附随法規でございします。これは憲法が如実に示してあるという程度の附随立法でございまして、決して一般的な立法法でございせん。この從つてこれを單に國家公務員法という様な特殊立法によつて否定すればならぬわけでございます。我々の團結權、團體交渉權、罷業權の權利が認められるという事實は、個人的な契約を超越するところの優越性を持つておるということを示しておるのでございまして、これを單なる雇傭契約の條文によつて、例えば今回の國家公務員法という様な個人的な契約によつて、この基本的な權利を抹殺するといふことは本末を顛倒したところの考へ方でありまして、我々は絶対に納得できないわけでございます。

次に申上げたことは、個々の條文に亘つて、若干の指摘をいたしまして、皆様方の御参考にお供して頂きたいと思ひわけでございます。

先ず只今申上げたような観点から政府職員の組織というものは當然労働組合法の立場に立つたところの組織でなければいけない、即ち個人契約に優るところの團體行動權の保障の下に確立されたいところの法規によつて、縛られなければならないといふことを申上げたいと思ひわけでございます。それから一般職、並びに特別職の範圍につき

ましても先程のような論点から一般職につきましても、當然團體交渉權並びに團體契約權は、これを保障されなければならない。尙現業その他の従事員に對しましては、當然雇傭關係その他は一般職業と何ら変りないという前提に立ちまして、當然一般職の規定から除外されるべきであるといふことを申上げたわけでございます。

次に人事委員會の構成でございますが、これもパトリック・ショー氏の証言にあるごとく、飽くまでも政府の機關でございまして、何ら我々の意見を公平に反映し得る機關とは認められないうわけでございます。従つてこの人事委員會に對しましては、組合側の意向を斟酌するところの十分な諮問委員會その他が設けられなければならない。又人事委員會の彈劾というものが、單に内閣の發議によつて最高裁判所によつて断ぜられるということになつておりますが、これは當然人事委員會が國會に基礎を置くという建前に立つたならば、國會議員の諸氏が必要に應じ、この彈劾を最高裁判所に提起して頂くところの權利が保障されなければならないといふことを申し上げたいと思ひわけでございます。

次に給與の基準についてでございますが、これも極めて抽象的に、國會は必要に應じて順應するところの給與の基準を定めなければならないとか、人事委員會が單に勧告の義務を負わなければならないといふことを規定しておるのではありませんが、この様なことではなくて、少くとも公務員の給與が科学的な調査に基いたところの國民水準を下つてはならないといふことをはつきりと銘記した條文がつくらなければならない

ならないと思うわけでございます。

次に組合活動についてでございますが、これは先程も申し上げた通り、我々の組合活動というものは、単なる個人契約の誓約を超えたところの廣範なものでなければならぬという立場から、組合運動に対する九十八條の各種の制限は当然全部撤廃せらるべきであるということを我々は主張いたすのでございます。尙百二條の政治活動にいたしましては今日の腐敗墮落しておるところの政治活動の根源は、むしろ一般公務員に属するところの廣汎な勤勞、大衆を含む、勤勞大衆を骨子とするところの公務員ではなくて、上級の幹部、上級の官僚でございます。これに對しまして徹底的な手段を行われることとなく、むしろ私は國家公務員法は上級幹部に適用すべき法律であるということを考えておるわけでございまして、これを我々の權利の剝奪のために利用しておるという建前から、当然我々は高級官僚の政治的な配慮というものは排除されなければならぬけれども、一般公務員の政治的な活動、特に地方團體における政治的活動等とは十分に保障されなければならぬというものを申し上げたいと思つてでございます。尙地方公務員、教育公務員、或いは裁判所の職員等は當然この國家公務員法の適用から除外せらるべきであるということが至当と存じます。尙百十條の罰則にいたしましては先程申し上げました基本的な權利の建前から、當然体罰若しくは刑法の建前に立つたところの罰則は排除されなければならぬというものを申し上げたいと思つてでございます。

最後に特に今回の法律が誤つており

まするのは、憲法第二十七條によりまして、勤勞者の勤勞條件、勤勞時間、その他諸般の條件が法律によつて最低基準といふべきが、基準が法律によつて規定せられなければならないということを言つてゐるに拘わらず、今回三立法を全然廢除いたしまして、單に人事委員會規則に指令というやうなもので、形式的にも實質的にも、明らかに憲法の二十七條に違反してゐるという立場は明確にされてゐるわけでございまして。かういふ観点から、今回の國家公務員法の、少くとも政府の提出された案に對しましては、我々は全面的な反對を表明すると同時に、只今申し上げましたやうな基本原則が、改正されるというならば、織込まれなければならないというものを申し上げて私の公述を終わりたいと思つて、御清聴ありがとうございます。

○委員長(中井光次君) 次に東京商科大学教授の田上穰治君にお願いいたします。

○公述人(田上穰治君) 私は只今御紹介がございしましたが、東京商科大学におきまして憲法學を担当しております。田上穰治と申します。簡単に意見を申し上げます。先程からいろいろの方から發言されましたやうに、問題は人事院の構成、或いはその權利と、それからもう一つは公務員の勤務者としての團結権、並びに團體交渉の權利がこの新しい法律案によりまして極度に制限を受けてゐる、この二点にあることは申すまでもないと思つております。

先ず第一点であります、この人事院につきましてはこれ先程からいろいろ

御指摘がありますが、人事院の權能につきまして、第一に人事院規則、或いは指令を發して、これによつてこの法律の重大な運用を決定することになつてゐるものであります。この点が私ども法律學を専攻しております立場から考へまして、かなりの疑を持つてゐるものであります。と申しますのは、この人事院の規則、或いは指令はこのいろいろな條文を御覧になりますと、法律又は人事院規則というやうな言葉になつておりました。法律と大体は同じやうにかなり廣い範圍でもつて内容が規定されることになつてゐるのであります。言ひ換へますと、學問的にはこゝういふのは法律の委任によるものではなく、或いは法律を執行するためのものでもなく、理論的には法律とは獨立な規則、或いは指令というふうな解釈されるのであります。ところが憲法の七十三條を御覧になりますと、内閣が作る政令ですら尙それは憲法或いは法律を実施するために、つまり執行するために必要の限度において發せられるのであります。或いはその外に法律の委任によつて政令を發することのできる。けれども執行命令でもなく、委任命令でもなく、獨立な、或る程度、或る範圍におきまして、自由に命令で決めるということとは、内閣の政令においても実は理論上不可能なのでございまして、況んや人事院の規則、或いは指令におきまして、こゝういふやうな廣い範圍でもつて、つまり法律では殆んど内容がはつきりと分らないのであります。こゝういふやうな廣い範圍で人事院の規則が具體的な規定を設けるといふことは、憲法上疑義があると思つております。

一例を申しますと、改正案の百二條のあたりで公務員が政治的活動をしてはならない。その内容は人事院規則で定めると書いてあるものであります。選挙權の行使を除く外、人事院規則で定める、政治的活動をしてはならない。選挙權の行使だけは直接改正法案におきまして保障されてゐるのであります。が、その他の政治的活動につきましては、人事院規則によつて自由に制限することができるようになつておりました。而も違反に對しては罰則の規定があるのでありますから、こゝういふやうな点、その他にも先程からいろいろの方が御指摘になりましたやうに、人事院規則で定める範圍というものはかなり廣い。そして我々が考へまして、この國家公務員法から直接には明らかにできない。そのくらい廣い範圍の事項に亘つて自由に規定ができるやうになつておるのであります。これは憲法で政令について規定しておることと比較いたしまして、權衡を失ふるのではないかと、従いまして私の意見としては、人事院規則で規定すべき内容をもつと具體的に法律で規定すべきではないかと考へるのであります。

第二に、これも先程田中教授が指摘されたのであります。公務員に對する不利益な処分は審査につきまして、人事院が最終的な決定をすることができるとありまして、これに對しては最終のものであつて、裁判所に出訴することができないやうに、改正法案の九十二條に示されておるのであります。これは勿論解釈によりまして、或いは前の方の條文にもございまして、それは、裁判所に訴へることができ、そ

ういふやうなことも言へるか存するものでありますけれども、とにかくこの九十二條の草案を見ますと、恰も私的独占禁止法にありますが、公正取引委員會の審決に對する裁判所の裁判などと比較できるのであります。これらの法律を見ますと、大体行政機關の裁判、つまり公正取引委員會でありますとか、或いは今度の人事院の一種の裁判であります。それが事實問題につきましては、最終の決定であつて、後は單純な法律の適用につきまして裁判所の審査或いは裁判を受けるというふうにとれるかと思つております。こゝういふ行き方は、勿論外國にも例がないではないと思つては、併しなから新憲法の解釈をいたしましては、常に裁判所が最終の決定をすべきであります。行政機關の裁判によつて問題が最終的に決定されるというところは、どう考へてもおかしい。むしろ舊憲法のように單純な行政機關の裁判に對しまして、更に行政裁判所の制度を認める、行政訴訟を認める方が遙かに徹底してゐるのであります。こゝういふ点は、九十二條の末項であります。最後の條文規定の如きは、當然に出訴できる。裁判所の裁判を受ける權利、これは保障されなければならぬ。それから次に給格的に考へまして、人事院というものが、非常に政府の行政組織の中で強い地位を持つてゐる、權力を持つてゐるというところが、今日の行政組織の民主化の傾向に全く逆行するやうに考へるのであります。これはもと、先程も御指摘がありましたが、先程も御指摘がありましたが、國家公務員の地位を、政黨政治の行き

過ぎに対して保障するもので、アメリカの実例があるように、内閣が変る毎に、上から下まで全部公務員は、重要なポストといいますが、或いは下の方まで全部人が変わる、そういうことは官吏が安んじてその職務に従事して責任を果すことができない。そういうふうなことが技術的に、いわゆる政党政治から独立した機構において人事を決定するといふような動機であると考えられるのでありますが、そういう意味におきまして、今日我々の考えておられる國家公務員法の改正、それが果してそういう趣旨に合致しておるかどうかという点で、我々は疑いを持つております。つまり人事院の構成の結果におきまして、政党政治の行き過ぎを直すといふか、そういうふうなのではなくて、むしろ少数の、具体的には三人の人事官によつて構成される人事院というものが、それが非常に絶対な権限を持つて、このことは却つて官僚の制度の悪い面を強調することになるというふうに思われるのであります。これに対する方策といひましては、これもすでに先程から御指摘にあつたような人事院の組織について、例えば給與審議会といふような委員会制度、諮問機関のやうなものをもう少し殖やしまして、その限度では勤労者の利益を代表する者が中に入つて、給與その他の問題を審議するといふことが望ましいのではないかと、こう考へるのであります。

以上は、人事院につきましての二三の感想であります。次に今度は、勤労者の團結権、團結交渉の権利の点であります。これも格別新しい意見ではないのであります。憲法の二

十八條の基本的な人権であります。これに対しては、私はやはりもう一つ、公務員につきましては憲法の十五條の、公務員は全体の奉仕者であつて一部の奉仕者ではないといふ意味におきまして、勤労者ではあるけれども、併し單純な勤労者ではない、従つて公務員たる勤労者につきましては、一般勤労者に対する特別な規定を設けることは、憲法には違反しないと考えられるのであります。併しながらそれは決して二十八條の團結権或いは團體交渉の權利を全く棚上げにいたしまして、専ら十五條の公務員は全体の奉仕者、公僕であるといふ面だけを強調するといふ意味ではないのであります。これは両方の規定を我々は睨み合せまして、そうして中間において妥當な結論を見出すなければならぬと思ふのであります。更に言ひ換へますと、公務員に取りまして問題になつておりますのは、その勤勞條件を決定する方式が、新しい法律案におきましては、専ら人事院の手を経て、決定するべきである、人事院から給與のごときは國會に出し法律を作るべきであつて、團體交渉、團體協約を締結する方法によるべきではないと申すのであります。これは申すまでもなく、労働基準法などに示されております労働協約、勤勞條件は労働協約によるのが原則である。使用者と勤勞者が対等の地位にあつて決定するのが原則であるといふことに對する非常な例外であります。少くとも基準法で申しますと、第一條にある勤勞條件は最低限度の勤勞者が人たるに値する生活の、その需要を満たすための最小限度、これが最低基準として維持されなければならない。こ

のつまり労働條件の内容であります。が、これについてはもとより國家公務員法反對の規定を設けておるとは思へない。従つて手続におきまして仮に公務員法の規定に従うといひまして、少くとも労働條件の内容につきましては、十分に給與その他の問題につきまして、政府は公務員の地位を保障し、生活を保障しなければならぬと思ふのであります。この点では先程のやうに人事院の構成、或いはこれに對する更に諮問機関のやうなものの必要が痛感されるのであります。特に問題は憲法の二十八條とそうして十五條であります。併し同時にこれらの規定は他の基本的人権にも關係を持つておるのであります。二十八條の規定だけでは、例へば二十五條の最低限度の生活を保障される權利が國民にある、或いは二十七條の勤勞條件に關する基準法の規定、これもやはり公務員について當然に考慮されなければならないのであります。その一箇條のみが完全に適用されるとは言ひ切れないのであります。併しながら反對に他の條文の關係を全く無視するといふ極端な議論は到底取るべきではないと思ふのであります。

この点で尙蛇足であります。が、二十八條の勤勞者の團結権、團體交渉の權利を保障する規定一箇條を取りますと、無條件に保障しておるのであります。併しながらこれは先程から申しますように、もとより公共の福祉のために必要な限度においては制限を免れない。これは警察職員などにつきましては、この新しい法案の九十八條にもございますが、すでに労働組合法で御承知のように團結権を禁止しておるのであります。これは無條件に二十八條の人権が保障されるとすれば、すでにこの組合法の第四條、あれは憲法違反となるわけであり。勿論そういう解釈もあるかと存じます。が、私は憲法の人権の規定は十三條なり十四條なり十二條にございしますが、公共の福祉のための制限は二十八條その他についても當然に考えられる。ただ併し公共の福祉といふことは、狭くこれを必要の最小限度に考えなければならぬのであります。若しこれを廣く考えますと、全体主義になつてしまふことは言ひまでもないのであります。

それから次に同じ問題であります。が、先程から出ております罰則でありまして、國家公務員のいふ／＼な、例へば労働爭議その他につきまして罰則の規定が非常に強化されておる。私はこの点につきましては、罰則はやはり懲戒処分、従つて最大限度は免官、免職でありまして、罷免と申します。か、これが原則であることが望ましいと思ふのであります。もとより國家公務員の爭議などにつきまして、それが單に國家公務員なるが故の義務違反というだけではなくて、同時に公安を害すると申しますか、そういうふうな一般市民の立場におきまして、問題に關するといふことが全然あり得ないとは思われないのであります。殊に今日非常な、國家は事業を經營しておる。國鉄におきましては全通におきまして、これは國民の生活に對して非常な重大な意味を持つておるわけであり。するから、従つて單に公務員としての義務違反だけで解釈ができないこともあるかと思ふのであります。併し

ながら今日一般の、公務員でない勤勞者につきましては殆んど取締法規がない。これはもとより終戦後の現代に即應することと思ふものであります。が、それとの比較において考へまして、特に國家公務員だけを嚴重に罰するといひますが、罰則を規律するといふことは、衡衡を失つて考へるのであります。併し、そういう意味におきまして私は原則にはやはり罰則につきましては懲戒処分、言ひ換へますと、免職が最大限度であることが正しいのではないかと思ふのであります。或いはそれを超えて一般の刑罰の規定を設けるといたしまして、少くとも徒刑は一般の公務員ならざる勤勞者に比較いたしまして過酷だと考へるのであります。

最後に時間が参りましたが、内閣、或いは國會との關係におきまして、申すまでもなく國家公務員法は人事院に責任を轉嫁して、内閣がこういふ公務員の労働條件その他につきまして責任を免れしめるという意味ではないと存するであります。何か人事院を内閣から独立ならしめることによつて内閣は責任を免れる、そして従來の労働爭議などのやうな問題につきましては専ら人事院に責任を負わせるというふうにとられてはいけません。その意味におきまして責任を明らかにして國民に對する、國會に對する責任者は内閣でありますから、人事院が専ら責任を背負つて、而も實際には國會から追求されない。そういうふうなこともこれは責任政治を非常に危くするものでありますから、その意味におきまして人事院ではなくて内閣がやはり最終の責任、従つて又その意味において人事院は内閣に従うという原則が貫かる

べきものと考えるのであります。甚だ
纏りませんでしけれども時間がござ
いせんから、これを以て終ります。
○委員長(中井光次君) 次は新経済社
長宮内勇君にお願いいたします。
○公述人(宮内勇君) 私は雑誌通信事
業を主宰しております者で、経済的な
立場と評論的な立場をこつちやに
したような立場であります。さうな
場から私の感じました点を二、三申
上げたいと存じます。

先ず国家公務員法の今度の改正案、
それを廻ります議論を承つておりま
して、一番率直に感じます問題は、こ
の国家公務員法の問題というものを、
余り労働法的な観点から扱い過ぎてお
るのではないかと感じがするもので
あります。皆さんの御議論も何か労働
組合の御意見というようなものが非
常に強い。併しながら素直に問題の本
質を考えて見ますと、私ははつきり
言へば、民主国家における公務員と
いうものの在り方の規定だと思つて
あります。本質的な問題は変な言葉で
ありますけれども、民主国家における
士分の在り方を規定した法律だと思
うのであります。これは行政を担当す
るところの一つの体系、そついつたよ
うなものは、或いは民主国家において
本質的にどういふようにあらねばなら
ないかということなのであります。そ
の限りにおきまして私は単に労働組合
からではなくて、今まで官僚に對する
批判というものは随分國民から出て
おります。でありますからもうと官僚
は一つ親切にやつて呉れ、役人は権
力を使う人間だから、かく／＼にある
べきだといふような意見から申しま
すなら、この民主国家における國民
全体か

らもつとこの問題について意見が
出ていふ筈だと思つてあります。こ
ろがどうも議論というものの焦点は
労働と勤勞といふもの、労働者の
公務員の労働者の地位の面からの
議論が非常に強いということを、私
はこの公務員法の審議に當つて非常
に大きな欠陥ではないかと思つてあ
ります。こついつたような印象を最
初に私は受けております。

でありますからこの国家公務員は
はつきり申しますならば、一つの民
主主義國家におきまして、上に内閣
あり、それは政党政治で変わる、そ
れは國會といふものがある。こつこ
つとを考へて見まして、そついつた
ところにおいて、公務員といふもの
中性である、或いは行政の執行機
関として公正である。その中性とか
公正とかいふことを維持するのとい
ふにしたらよろしいかについて、極
めて能率的で公平な行政体系とい
うのはどういふふに規定するとい
うこと、これを規定するといふこと
に關する限りにおきましては、私は
この公務員法の本来の趣旨には賛成
であります。

そこで私はなぜ今日特に労働法的
な見地から論ぜられ、又この問題が
現在の時期に提起されたかというこ
の本法の本来の出た動機、或いは改
正の動機を考へますとこれは確かに
と別個のと申します、労働法的な見
地から特に論じなければならぬとい
う性質の問題を含んでおると思つて
あります。でありますからその問題
一つ、二つはつきり分けてそれを
考へて見たいと思つてあります。私
は一つこ

労働運動の情勢などを見まして、率
直に印象でありますけれども、やは
りこの行政機関の公務員が、労働
組合を作るといふことは先も申し
ましたように、勤勞者の面からい
えば確かにそつうな要求が出て來
る。けれども例へば私は先程労働
組合の方々の意見もいろいろ伺つ
ておりましたが、公務員も労働者
だといふ御議論は非常によく分
りますが、その議論の外に公務員
はこつ違つたのだといふ御議論が
全然聞かれない。私はむしろ労働
組合の方々が労働組合の自覚でな
く、我々は何々省の官吏である、
何々事務官である、こつこつとい
ふ見地において俺はこつこつとい
ふ責任と自覚をもつと強調して貰
うならば、我々國民としては非常
に簡単に問題が分り易いのであり
ます。ところが二重の面の一側だけ
が非常に強く強調されるというこ
とになりまして、非常にこの労働
組合が何か万能的なようない感じ
を國民全部に與へますから、私
は無論そついつたような民主主義
國家における公務員としての義務、
責任、そついつたものについて一
つ民主的な角度から十分展開され
なければ、この問題はむしろ勤勞
のための条件なんかは簡単に思
つてはなりません。

それで問題は服務、命令、そつ
いつたやうないわゆる公務員とし
ての業務執行上の系列、これを訊
すとこの限りにおきまして、この
条件を正確に保障することができ
ますならば、私はむしろ労働三法
の適用を相當拡充して、公務員
の部分にも適用する方法の氣構
であつて差支ないと思つてあり

す。全体の取上げがその辺の片一
方の議論が非常に弱い、それで
さういふものでもそこに調子が
つかないといふやうな印象を第
一に受けるのであります。これは
民間の会社においてもやうに言
へるものであります。いわゆる
経営権といふものの序列及び系
列といふものはどういふ形にあ
るべきか、それに対して労働組
合といふものはどういふふう
に列、權利といふものはどうい
ふふうにかみ分けたらよろしい
かといふことについてやはり解
決してありません。それと同
様の問題がこつこつにあるので
あります。私は会社において、就
業規則といふやうなものをやは
り必要とするので、これは社員
の身分を保障すると同時に、そ
の在り方、服務の一一般原則とい
ふものはやはり作らなければなら
ないと思つてあります。それと
同様の意味において公務員法とい
うものが、さういふ見地から民
主主義的な公務員の在り方を規
定し保障するものならば私は越
え前段であります。

その点が先ず前段であります。
それにも拘らずこの公務員と申
してはこれは勤勞者でありますか
ら、労働運動の範圍はこれは現
実にいて否定できない事実であ
ります。それから又労働組合とい
うものが組合の力によりまして、
この経験三年後の封建的な官僚
制度を民主化するといふ上にお
きまして演じた役割といふもの
は、過小評價はできないのであ
ります。民主化の完遂において
労働組合があるといふことは反
對ではないのであります。逆にい
へば労働組合が官僚主義を温
存するものになつて、必要以上
に服務命令の本来の系統を乱
す原因になることはやはり行き
過ぎだと思つ

のであります。そついつた意味
におきまして本来のいわゆる自
覚と、責任といふものを確立す
るならば、よろしく労働組合
法的な勤勞の關係の諸条件を
形成するものは、むしろ積極
的に政府から與へなければなら
ないといふやうな考え方です。
この根本的な公務員法の考
え方を持つておるものが多く
あるのであります。

それで個々の問題につきましては
私は三つ、四つ、この意味から
あるものであります。根本的な
問題はやはり私の考へるところ
によりまして、公務員といふ概
念を一つもつと制限するべき
であるといふことでもあります。
今言いましたやうにやはりパ
ブリック・サービスといふ公
務員といふものの在り方であ
ります。何もかも公務員とい
うもので持つて行くといふこ
とは危険であります。單純勤
勞者なんかを排除して、おん
であります。これはやはり権
力行使する、権力の行使を職
務とするもの、これは公務員
でありますから、例へば役所
で便所の掃除をするお婆さん
までもやはり一般職に入つて
來るといふ杜撰な規定はいか
んと思つて、極力公務員の範
圍を狭めて行つて、そついつ
た諸君には非常に強い責任
と自覚を與へて行く、むしろ
勤勞者のやうなことを或る程
度制限して行くといふこと
で公務員法の概念を狭めて
行くといふのが正しいと思
つてあります。その点にお
きましては現行法の單純勤
勞者を入れておるのを排除
して、その土木事業の日
備の労働者が政府の金を
貰うので一般職なんです
が、公務員になつて來
ますと不当に擴張して
おると思つ

でありまして、民間でやり得ること、これは公務員から外したらいと思うのであります。権力を何程か行使するものを限定して、公務員の見解の問題はここで一應はつきりして置く。特に人事院なんかでも規則で決められる産業におきまして、できるだけ狭めて行く、その範囲に関するものは相当強い権限と責任を持つて整理して行く、こういう考え方でいきたいと思ひます。

第二に団体交渉権の問題で随分議論が出ました、私はこの争議権の問題はすでに労働法で今日のホワイ・カラーの役人の争議といふものは止めておるのであります。特に新しく問題になる必要もないと思ひのでありますけれども、やはり争議権といふものは民間のロックアウトの権利と対等でありまして、ロックアウトの権利を持つていないから片方が争議権の権利を持つといふ、こういう規定ができません。店を閉めたり、閉鎖をするといふわけには行きませんが、争議権は片方が持つて、片方が閉鎖権も何も持たないといふような使用関係、雇用関係におきましては、私はそういう争議権が相当条件付で制限されたり、或いは止められたらと思ひます。これは当然じやないかと思ひます。但し今言つたように勤労者としての、労働者としての公務員の地位の保障といふことになりまして、それと争議もできない、何でもできるかといふことの問題が当然起つて、この問題の解決が問題の全部だと思ひのであります。私はその点ではやはり平和的の団体交渉といふものは非常に積極的に求めて行

く、特に団体的の規定といふものを法的に規定しなければなりません、争議によらざるどころの団体交渉、団体協約といふものをやはり確立いたしまして、それによつて可能な限り第一次的に保障するこれがこの点の考え方の方向なんでありまして、私の考え方とそこでは団体交渉をしてそれに法的規制力を持たすといふことで、逆に政府から申しますれば、逆に政府がそれを使えばいいのであります。自分が受身でいつもやられることばかり考えているが、私の考えから言へば逆にして、そうして紳士的に決めたものを、お互いに法律的規制力を守らうといふことであれば、堂々と政府は規制力を持つて団体協約をすべきであります。それを何か下から言つて来たのをただ聞き置く程度の非常に弱腰で消極的な態度はいけませんのであつて、むしろ団体交渉を認める以上は、それに基く団体協約を認めるといふことが、同時に労働者の方から言ひますればそれだけに、やはり規制力を持しますだけに安心感を持つといふので、交渉に一步でもそこへ近づくといふことになりまして、でよろしくこの辺強く積極的に理解して団体協約を法的な規制力を持つものにしよう、こういうふうになつた方がいいじやないかと私は思ひのであります。

それから第三に氣付いておられますことは、政治活動の問題であります。が、公務員が政治活動をするといふことは、人事院規則によつて、その政治行為の内容が決められおられますけれども、私は原則としてやはりこれは認め

るべきだと思ひます。そしてそういうたような国民としての基本的な人権に属するやうな政治行為の問題は、やはり人事院規則等にいい加減に置いておく、曖昧にしておくといふことはよろしくない。これは原則といたしまして私は役員になつたりなんかするのとはどうかと思ひますが、平メンバーの黨員になるといふことは差支ないと思ひのであります。この点につきましてその辺がどうも政治行為の限界が曖昧に規定してありますので、これをむしろ積極的に認めて行く、若しよろしくない政党であるならば本来的にやはり國家がその政党を禁止すればいいのであります。一應それがあつた以上原則として認める、ただ公務の執行上業務的に支障を來すといふのであれば、役員とか何とかが問題であります。一般公務員の平メンバーが政党に入るといふことまで規定するのは行き過ぎじやないかと私は思ひます。

それからもう一つは第四ですが、結局そうなりますと、勤労者の生活の最後の保障といふのはどこかといふことになつて來ますが、この法律によりましてやはり人事院といふことになりまして、私はやはり人事院だけでは不安があつて安心感を持ち得ないと思ひのであります。やはり人事院といふやつは使用者側の立場でありますから、これで行くといふことではなくて、むしろ人事院との交渉がうまく行かないと解決しないといふやうな場合には、やはりこの國會なら國會に相当強力な仲裁機関といふか、決議機関といふか、そういうたやうなものを置いておいて、もと／＼國民が公務員といふものを雇つておるのでありますから、雇

主の一番大本である國民、その代表であるところの國會、そういうた判断する仲裁機関を置いて、そういう所へ人事院との意見の疎隔が起つた場合の決着を求めるといふやうな措置を講じておいた方が安全だと思ひます。

それで結論的に申しますと、私はこの公務員が一体労働者かどうかといふことも相当研究の余地があると思ひます。使用者、被使用者の関係があれば全部労働者だといふことはいい。今の労働組合法の労働者の規定は正しいかといふことは相当疑問があると思ひます。それでさつきも申しましたやうに、官公廳あたりの労働組合が一つの発言力を持つ場合に、それは官廳の内部において上司と下僚の関係で発言するといふ面ではなく、やはり保守反動政府が上にてきて、自分はその下で公務員として意見があるといふ場合には、それはやはりその内部でやるのではなくて、國會を通じてその政府を倒すといふ方向に行くべきであつて、労働組合は上司からの命令系統のやり方とやかく批判して仕事をしないといふのはいけないと思ひます。逆に若し民主主義的な大臣局長ができて來た場合、やはりファッショ的な労働組合が下へできて、頻り返すといふことにもなるのであります。その点においてこれは國會、或いは政治の上における公務員といふものを、やはり一應政治に従属して行くといふ基本方針を確立して、それが保守反動であるかどうかといふ問題は、その内部で労働組合だけが論すべき問題でなくて、やはり國民大多數に訴えて、國民選挙に訴えるといふところに解決を持つて行くべきで、ここに労働組合万能、労働組合オ

ンリで政治的要求をするといふ点に問題があると思ひます。その点を規制する意味において國家公務員法といふものができて來たとするならば、相当立法の趣旨としては十分背肯すべきものであるのじやないか、かように考えております。以上であります。

○委員長(中井光次君) 次は文部省學校教育局高等教育課の文部事務官、渡邊みえ君にお願いいたします。

○公述人(渡邊みえ君) 私只今御紹介に與りました文部事務官の方の立場から申上げたいと思ひますが、その前に一言私も官廳労働組合の一組合員でございますので、一組合員の立場としての意見としましては、先般來全官勞の委員長、或いは全通の委員長、その他國鉄の組合の方、皆さん方からいろいろの御意見が出されました。それらの御意見に對しまして私は一組合員として全面的に同感でございますから、この点は一應省略いたしまして、主として女子の立場から一、二の点について申上げたいと思ひます。

國家公務員法の趣旨は民主的な、且つ能率的な公務員制度を樹立することにあると、こういうふうにいわれております。ここで非常に大きな問題となるのが官廳の民主化の問題でございます。私共女子の立場といたしまして主としてこの官廳の民主化といふ問題を考へてみたいと思ひのでございます。と申しますのは官廳の民主化といふことはよく言われている言葉でございます。併しながら私達自身がその官廳の中におりまして、果して官廳の民主化が進んでいるかどうかといふ点については多くの疑問を持たなければならな

いような状態なのでございます。これは或いは最近の〳〵の方面で問題になつておりますところの疑獄事件などにも一つの現れとして出てゐるわけでございますが、例えばこれら官廳の民主化の問題に絡みまして、労働組合は従来いろいろの点で働いて参りました。併しながらまだ〳〵日本の官廳は民主化されてゐるとは言い得ないので。これは官廳におきますところの女子職員の待遇、その他の立場を考へてみましても、はつきり申上げられると思ふのです。私は官吏の一人といたしましてこういふことを申上げるのは非常に残念ではございますが、従来の官吏、即ち非常に特権的な、一種なんだか國民の奉仕者としての官吏ではなくて、國民よりも一段上に、高いところにある官吏、いわゆるお役人様、そういう感じはまだ〳〵官廳に勤めていらつしやいます皆さん方の中に非常に根強く残つております。これが組合といたしましては非常にこれらの点につきまして、自分達自身でこの問題はなんとかして打開して行きたいと思つて一生懸命に努力いたしております。併しながら私達が我々の周囲におりますところの皆さん方をみますときに、やはり私は役人なんだ、僕は役人なんだ、なんだか偉いのだという氣持が非常に強く残つてゐるんです。これは私の身近い例として申上げたわけでございますけれども、これをもつと一般的に考へますならば、現在國會は國の最高機關であるということになつております。ところが実態はどうでございますか。やはりまだ〳〵旧來の官僚制度というものは非常に根強く根を張つてゐるではありませんか。

これらの点から考へましても、官廳の民主化、官僚制度の打破という点におきましての組合の占める役割というところは非常に大きいのでございます。そうしてこの官廳の民主化なり、官僚制度の打破なりという問題は、その官廳内部におきましての組合の力を通じて行ひ、これを進めて参りますと同時に、外部の國民一般の力とこの二つが協力しまして初めてこの問題が解決されて行く、こういうふうに見えるのではないかと思います。この点から考へましても現在官公廳労働組合を否認しようとしておるような傾向が、公務員法の今回の改正の中に出ておるわけでございますが、この点から申しましても、今回の改正案は非常に問題があると思ひます。と同時に公務員が労働者であるということ、並びに公務員が労働者としての基本的権利の問題、これらの問題につきましては先般來繰返しお話がございましたので、私も全く同感であるという点だけを申上げたいと思ひます。

これは七月末に例の政令二百一十号が制定せられて以來、〳〵の職場にはつきりとした形で或いは潜在的に現れておる現象でございますが、それ〳〵役所におきましては非常に人事担当官といふものが多くの權力を実際の握つております。例えばこれが各課なり各局なりというところを考へましても、課長なり主任なり、勿論中には非常に進歩的の方もございます。併しながら或る一面の中には組合の動きをむしろ自分達の利益、つまり個人的の意味での不利益になるといふような見地から、組合の活動に対しても反感を持つていらつしやる方もあります。

した。これらの方々が政令が出て以來というものは、これははつきり現れておる場合もありますし、或いははつきりした形では現れていない場合もございまして、何だか自分達の行動を組合によつて監視されてゐたのが、それがなくなつたのだとでも申しますか、むしろ組合がなくなるとはつとすると、いふような氣持が現れておるのでございます。これらの点につきましても、官廳労働組合といふものの存在意義を十分考へ願ひたいと存じます。それと同時に勿論官廳の民主化或いは能率の増進といふことがいわれるのでございますが、この官廳事務の不能率だといわれる点は、これは從來ともに皆さんの指摘なすつてゐるところで全く同感ではございますが、その能率化といふ問題の中には曾ての軍國主義時代、曾て從來日本において行われまして、この、非常に世界にも例がないほど高能率を發揮してゐた例の特高警察、そういう意味での警察能率というふうなもの、能率の増進というもののの中に必然的に含まれておるものであると、この点も一つ御記憶願ひたいと思つてございまして。只今例えば人事担当官なんかの場合には非常に多くの權力を実際の持つておるといふことを申上げましたが、これと関連いたしまして、例の人事委員会の権限の強化、この問題につきましても必然的に先程からも指摘されておりますように、人事委員会を中心としたところの新しい官僚勢力が或いは強固に根を張つて来るのではないかと、これが心配せられるのでございます。

公務員に対する弾劾の制度、このようなものが先般の現行公務員法が制定せられた当時の國會におきまして政府原案になかつたものが新しく加えられた筈でございます。ところが今度の改正案におきましては、この弾劾制度といふもの、離職といふように非常に曖昧なものによつて置き換えられようとしております。この弾劾制度につきましても、官廳の民主化といふような問題と関連いたしまして非常な問題であり、政府がいつの間にか曖昧なものにすり替えようとしておるといふ点につきましてもお考へ願ひたいと思ふのでございます。

尚次に参りまして、今度の公務員法によりまして、我々官廳に勤めております職員の方が不安定になつておるといふことを一、二例を申上げたいと存じます。これは改正案によりまして、労働法令は適用を除外されることになつております。そのために労働基準法といふものまでも我々にはその儘の形で適用されないことになつております。ところが現在においてさても、官廳においては必ずしも労働基準法といふものは十分に実施せられていないのでございます。例えば一つの例を申上げますと、中央官廳においてさても未だに女子の職員が深夜勤務をしておるといふような例さえもあるのでございます。これは非常に極端な例ではございますが、その他私共の同僚であるところの例は厚生省管轄の國立療養所にいたしましても、そこにいらつしやいます看護婦さん達は非常な労働強化によつて〳〵に倒れ或いは職場を放棄せられていらつしやる。つまりやめていらつしやるという事実を私共はよく認識せられることでございまして。これは一つの例でございますが、かように労働基準法を適用せられてゐる現在においてさても、それは実施せられていないのであります。これが実施、適用を除外されるというやうな事態に至りました場合に、我々の労働条件がどのような状態に置かれるかといふことは、公務員の給與の問題との關係もございまして、非常に重大な問題になつて来ると思ひます。更に又例えば業務上の災害でございまして、この業務上罹りました病氣だとか、負傷でございまして、こういつたものについての災害補償制度さへも公務員においては現在なら備へられておりません。例えば基準法とか、こういつた災害補償制度なども全然考へられていない反面におきまして、今度の改正案の考へ方といたしまして、労働法規の適用を廃止いたしましたので、いわゆる労働法上におきますところの團結権も、団体交渉権も罷業権もなくなるのでございます。これは即ち公務員である私達が自分の手によつて自分達の生活を守ることが、労働法規の適用廃止によつて不可能になるわけでございます。一方におきましては自分達の手によつて自分達の生活を守るということができない状態に置かれると、尚且つ最低の労働条件を保障するところの労働基準法の適用もなく、更に災害補償制度、こういうものさへも考へられていないのでございます。更に又新しく規定が今回加えられることになりまして、行政整理といつたものも非常に簡単に行われます。これは例えば七十八條を見て頂きますと、その四項として新しく加えられておりま

す規定に「官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廢職又は過員を生じた場合」このような場合には本人の意に反して降任、免職ができるわけでございます。それと同時に附則の方に参りまして「いかなる官職に在任する職員に対しても、適宜試験を実施し、これを轉退職させることができる。」という規定が設けられてございます。これら二つの規定から考えましても、例えば失業保険といった、そういう社会保障を考えないところの行政整理が簡単にできるわけでございます。こういう公務員法によりますところのそれぞれの試験を実施して、そして轉退職をさせるということになりまして、これが無制限に行われますならば、直接に被害を蒙るのはいわゆる女子職員の場合が最も多くなるということを申し上げたいと思ふのでございます。

更にこれは先程もお話が出ましたが、例えば自分たちが納得の行かないような不利益な処分を受けた場合の救済の方法にしまして、これは人事院だけにおいて審査、判定がされるようになっております。こういうことでは人事院が自分でやるといふことなんです。それから、それに対して私たちが不服があつた場合の、それを救済する方法というものは全然考えられておりません。これらの点について見ましても、私たち職員の身分は非常に不安定な状態に置かれておるわけでございます。

尙この他にも例を挙げますならば、例えば六ヶ月間の條件付の採用、或いは昇任というやうな問題もございまして、更には又非常に廣汎な人事院規則の制定権というものと絡みまして、私

たちの状態は非常に不安定になるわけでございます。と申しますのは、例えば公務員法によりますところの試験にしまして、能率の標準とか或いは人事院の構成、私たちに非常に多くの關係を持ちます人事院の機構、構成その他につきましても、すべて人事院規則に定められておりますために、私たちはこれが實際にはどういふ形で決められるか、どういふ試験が行われるか、どういふやうな方法で能率が考えられるか、或いは人事院はどういふものか、實際にはなるのかということが分らないわけでございます。それで私たちの身分の不安定という点から考えましても、この何もかも人事院規則で決めるというやうな方法につきましては、私たち絶対に反対の意見を持つておる者でございます。只今は一、二の例を申し上げただけでございますが、只今申し上げましたように、今度の法律案は、例えば民主的且つ能率的な公務員制度の樹立ということを考えておるにも拘わらず、官廳の民主化なり従来の封建的な官僚制度の打破なりという問題につきまして、現在の日本の状態として適當な方法が余り考えられておりません。更に又私たちの生活、公務員の生活の保障というやうな点から考えましても、非常に一方的な規定でありまして、私たちの生活はちつとも保障せられていないわけでございます。

その他にも、例えば憲法との問題もございまして、或いは公務員法の適用範圍、即ち一般職や特別職の問題、派山の問題がございまして、或いはこの改正法案から見まして、この改正法案は見れば見る程非常におかしな法律であり、我

我に不利益な法律であるといふことを申し上げざるを得ませんことは、非常に残念ではございますが、これらの点につきまして私たち絶対に反対であるといふことを最後に申し上げたいと思ひます。(拍手)

○委員長(中井光次君) 次は全國進駐軍労働組合同盟主事、市川誠君にお願いします。

○公述人(市川誠君) 私は全國進駐軍労働組合同盟の主事市川であります。各委員の方も、すでに多数の公述人の公述をお聞きになりましたので、お疲れのことと思ひますが、今暫く御清聴をお願いしたいと思ひます。多数の方が述べられましたので、共通な点についての意見は簡単に公述させて頂きたいと思ひます。

先ず今度の國家公務員法改正法律案につきまして、總括的に申し上げますと、非常に大きな権限の剝奪或いは制限を含んでおります法律案におきまして、國家公務員の定義が極めて曖昧であるといふことは、非常に遺憾であります。この点、國家公務員の定義を最も明瞭に規定する必要があると思ひます。特にこの改正法律案の決定によりまして、七月三十一日に公布されておる政令二百一十号の廢止との関連におきまして、この公務員の定義を明瞭にして頂きたいと思ひます。

次に第二條に關しまして申し上げたいと思ひます。改正法律案におきましては、特別職の範圍を著しく縮小しております。即ち、現行の公務員法におきましては、十八の特別職を挙げておりますが、今度の改正法律案におきましては、これを十二に壓縮いたしております。特にこの壓縮の中で顯著なもの

は、現行の十二号に決められておりますところのいわゆる現業廳或いは公園の職員、並びに十四号に決めてあるところの單純な勞務に雇用される者、つまり國家の行政の執行に直接の關係のない者さへも、今回の改正に當つては、これを特別職から外して一般職の中に包括いたしておるのであります。これに對しまして、人事委員會等の見解においては、このやうな單純な勞務に雇用される者等も一般職に包括することによつて、その生活の保障、つまり保護をしてやるのであるといふやうな見解が述べられております。併しなからこれは明らかに、一般職に包括することによつて、それらの者が從來持つておつたところの、いわゆる労働組合法によつて保障されておるところの権限を大幅に制限し或いは剝奪するところの意圖が明瞭であり、便宜的な立法という感が十分指摘できるのであります。即ち、公務員法の改正趣旨でありますところの官僚制度の民主化といふ狙ひは、このやうな下級的な現業作業員或いは單純な勞務に雇用される者を狙ひとするものではなくて、國家權力の直接の行使者であるところの上層官僚の民主化にその狙ひがあるものと云わなければならないと思ふのであります。そつういふやうな観点から、

今度の改正法律案におきまして、この現行の第二條十二号によるところの現業廳或いは公園關係の職員、或いは十四号の單純な勞務に雇用される者を一般職にいたしたのは、極めて遺憾であります。私たちは、この二つのものは特別職に包含いたしまして、そつうして労働關係の三法を適用すべきであるといふやうに考えております。又そつう

ることにしまして、これら單純な勞務に雇用される者等は、從來持つておつたところの權利の正當なる行使によつて、十分人事委員會が意圖しておるところの保護、これらをみずから團結或いは團體交渉權の活用によつて獲得して行くことができるのであります。そつうすることが、我々單純勞務者或いは進駐軍關係の労働者等を、そのやうな労働組合活動の中において民主的に訓練することによつて、日本の民主化により以上貢獻せしめる途であるといふのであります。

次に九十八條であります。九十八條におきましては、各委員の方から、憲法二十八條の團結權或いは團體行動權との関連におきまして述べられております。私はこの九十八條におきましても、新たに認められたところの職員組合或いは團體には、いわゆる政府と對等の立場におけるところの交渉權を認むべきであらうと思ひます。

尙、更にこの制限が、多くの方々は、いわゆる公務員に対するところの権限は公共の福祉といふことによつていふやうに制限せられると述べられております。成程これが一應了解ができます。併しなから、公共の福祉に反しない限りといふこの美しい言葉によつて、如何に多くの基本的な人權が剝奪せられ、或いは權利が阻害せられておるかといふことに對しましては、私たちは絶対に反對をする者であります。この公共の福祉に反しない限りといふ事柄は、これは最も適正に行使されなければならないと考えております。その観点から、公務員に對しましても、憲法において保障せられておるところの基本的人權は、これは保障せ

られなければならないというように考
えております。

更に、現行の公務員法から、今度公
務員法を改正いたしましたので、そうして
再びこのような苛酷な法律を実施いた
したといたしますならば、今次の改
正を必至といたしたところの全官公廳
職員はこの激しい労働攻勢は再びもた
らされるのではないかとこのように考
えられます。といひますことは、この
法律案に対するところの裏づけとして
の給與に関する措置、これが何らなさ
れておらない、現行の公務員法におき
まして、いわゆる公務員の生活保障
につきまして、政府の十分なる施策が
なされておたならば、あのような激
しい労働攻勢は十分に避け得たであ
うと考えるのであります。

次に第二條において、非常に苛酷
な政治活動の制限が加えられておりま
す。併しこれも少くとも現行法程度に
止むべきであらうと考へております。
特に第一次改正法律の附則の二條にお
きまして、現在公務員でこれらの選挙
によるところの公職にある者に、來年
の二月までに公務員か公職か二者択一
の措置を迫つております。併しこれは
今それらの方々が実際に就いてる公
職は、多数の一般國民によつて信頼せ
られたものである。そういうような点
から考へて、少くも任期中はこの権利
を認むべきであらうというように考へ
るのであります。

次に人事院の権限につきましては、
既に数多くの方から述べられましたの
で、私はこのような強大な権限を持つ
ところの人事院の運営は極めて民主的
に行われなければならないから、この人
事委員会に、いわゆる諮問機関とい

しまして、学識経験者、或いは公務員
の代表者などを以て構成する諮問機関
を設置すべきだという意見を持つてお
ります。

以上申し上げまして、更に特に私たち
進駐軍労働者の立場から、少くもこの
特別職につきまして意見を申し上げたい
と思ひます。

既に我々は進駐軍の労働者という特
性を指摘いたしました、國會に對しま
しても政令の適用、或いは改正法律案
においては公務員法の適用から除外さ
るべきであらうという請願書を提出し
たのであります。以下進駐軍の勞
働者が何故に特別職に入るべきであ
り、或いは公務員法からその適用を除
外されるべきであるかという主張を申
上げたいと存じます。

先ず現在の進駐軍の労働者の雇傭、
或いは使用の關係はどうなつてゐるか
と申上げますと、現在の進駐軍労働者
の中に二種類の種類があります。それは
連合軍の發するところの労働要求書に
よりまして政府が直接雇傭してゐる
者、それから同じく連合國軍から發せ
られたところの調達要求書に基きまし
て、政府或いは民間の業者がこれを雇
傭したとしてゐる者と二通りありま
す。そうしてこのようない形式におきま
して雇傭された労働者は、雇傭された
後は雇傭主の手を離れまして直接連合
國軍の將兵の監督指揮の下に、その仕
事も連合軍の占領の目的達成に必要な
日常作業に従事せられております。
而してこれらの労働者は雇傭された後
といひまして、連合軍の都合により
まして隨時多数の人員整理、或いは解
雇が執行行われております。これらに
関しましては、政府、つまり雇傭主で

あるところの政府機関において何ら策
の施しようもなく、そのまま部隊の命
令を労働者に出して整理をしてゐるの
が実情であります。これらの点から見
まして、明らかに進駐軍の労働者の雇
傭といふものは政府の意思によるもの
ではないといふことが指摘できると思
ふのであります。特にこの際私は進駐
軍の労働者が如何に不安定の職場に置
かれてゐるかといふことにつきまして
一、二例を申し上げたいと思ひます。

〔速記中止〕

○委員長(中井光次君) 速記を止め
て……

○公述人(市川誠君) 次に身分關係に
ついて申上げます。正式には進駐軍の
労働者は、連合國軍關係の常傭使用人
と呼ばれております。そうしてこれら
のものは過去における政府のいろいろ
な措置、例えば給與に関する法律等に
對しまして、政府職員という定義の中
に入られておらなかつたのでありま
す。いわゆる官吏の待遇を受ける
者、嘱託、雇員、傭人、工員、これら
の人たちを政府職員と定義づけられて
まして、我々の連合軍關係の常傭使用
人は例へば新給與適用に関する法律等
において、或いは一時手当の支給等に
關する法律において、いつも除外され
ておつたのであります。ところがたまた
ま政令が発令せられたときにおいて
は、これらの給與の点においては、君
ら進駐軍關係労働者は政府職員ではな
いと言つてポイントされておつて、
今度は権限の拘束或いは権利の剝奪と
いふ政令の適用においては、君らは公

務員であるから政令を適用するとい
うような措置を取られたのであります。

次に給與の關係、これも恐らく他の
公務員諸君とは異なつた極めて複雑な
状況にあります。事務關係の者は一應
官公吏諸君と同じような給與の待遇で
支拂われております。但しこれは劣惡
な労働條件といふものが考慮せられて
官公吏の一〇%増が保証せられてお
るものであります。それから技能工關係
におきましては、労働大臣が告示する
ところの一般職種別賃金によりまして、
給與が支拂われております。而もこれ
らはいろ／＼實際に稼働した時間に對
する給與だけでありまして、日給、月
給制になつております。そうしてこれ
らの支拂も一ヶ月間稼働したものが翌
月の十日を期して支拂われるというよ
うな状況であります。従ひまして官公
吏の方々に適用されておるところの給
與の繰上拂ひ、或いは二回支給とい
うような措置は進駐軍の労働者には実
施せられておらないのであります。

次に諸規程の關係について申上げま
すと、先ず労働基準法は完全に実施せ
られておらないのであります。職場に
おいて、雨の降るのに、飯を食べるの
に、お昼を食べるのに、雨を凌ぐ場所
もないといふような職場が数多いので
あります。

次に共済制度に關しましては全く何
らの措置がないのであります。現行の
國家公務員共済組合法からも我々は適
用を除外されておるような状況であり
ます。災害補償に關しましては、い
ふ適切な保護といふものは全くなかつ
たのであります。労働者災害補償法の
適用も漸く十月に決定されたような状
況であります。尙解雇、退職規程等につ

きまして一應の規定はあります。そ
れから給與規程に關しても一應の規定
があります。併しなからこれらの諸規
程の実施に當つてはいわゆる終戦處理
費の支出といふ關係におきまして、現
地部隊關係者のサインのないものは給
與せられないのであります。従ひまし
て労働者に好意を持つところの労働
者のおりまします部隊はともかくも、そ
うでない所におきましては、正當な給
與を受ける面においても非常なる阻害
をされておる面があるのであります。

でありますから、私たちがいたしまし
ては、このような給與面或いは諸規程
の実施面におきまして、全く官公吏
諸君とは異なつた状態に置かれてお
るということが言ひ得るのであります。
特に業務を主管しておるところの特別
調達廳の管理機構の不備は、これらの
阻害をますます／＼大きくいたしてお
るのであります。

次に私たちの……
○委員長(中井光次君) もう少し簡單
に……

○公述人(市川誠君) 組合運動につ
きましては、すでに二十一年の連合國軍
からの指示によりまして或る種の制限
が加えられておつたのであります。そ
れは爭議權の行使が禁ぜられておつた
点であります。併し私たちは團結權或
いは團體交渉權等の保障によりまし
て、十分今までに進駐軍労働者の利益
擁護のために戦つて來たのでありま
す。でありますから、今度の公務員
法の改正に當りまして、私たちが一般
職の中に入れまして、そうして政府の
一方的な恩惠施策によるところの保護
といふことを期待できないのでありま
す。それは過去三年に及ぶところの政

府の施策によつて私たちは十分指摘できるのではありません。そういうような意味から私たちの従事しておるところの業務の目的が全く連合國軍の占領目的達成に必要な日常作業であるという点から、公務員法の目的としておるところの國民に対する公務の民主的或いは能率的な運営を保障するという目的、或いは憲法第七十三條の第四号によるところの官吏に関する事務を掌理する基準を定めるというよりなことを目的とする公務員法からは、適用除外されるべきであるということ主張するのであります。以上のような点におきまして私たちは今度の改正法律案の第二條の特別職の中に、單純な業務に雇傭される者、又は連合國軍の需要に應じ連合國軍のために業務に服する者は特別職とするというように追加せられることを主張するものであります。若しこの第二條における特別職の設定が困難な場合には、少くとも附則の十三條において特別の取扱を規定せられるように配慮せられんことを特別にお願いいたします。公述を終りたいと思ひます。

○委員長(中井光次君) 次は最後の公述として、東京都総務局調査課主事、熱田春雄君に願ひします。

○公述人(熱田春雄君) 私は昭和十二年に東京市役所の雇を拜命いたしました以来、引続きまして今日都廳に奉職いたしておりますところの一下級職員であります。今日の公聴会におきまして意見を述べる機会を與えられたことを大変に感謝いたしております。何分にも下級職員でありますので、むづかしい法律のことはよく分らないのであります。この國家公務

員法というものが、將來制定されるところの地方公務員法と密接な関係がある、結局我々地方廳の職員に響いて来るわけでありまして。そこで新聞記事等に注意をいたしましていろいろ考へて見ましたが、どうも今回の改正案というものは我々下級職員の前途に對しまして非常な不安を與えるように感ぜられるのであります。かような考えの下に、誠に僭越でございますが、下級職員の立場から二、三考えを申し上げます。

今回の改正案はあとに述べる二、三の具体的な問題で明らかによろしく、マ元帥の書簡に便乗いたしました。殊更に公務員の權利を制圧しておるものと言わざるを得ません。私は公務員法の改正は、ボツダム宣言、極東委員會におきまして労働組合に関する十六原則、新憲法の精神、こういうものが十分に採入れられなければならないと考へるものであります。何故かと申しますと、これらは日本を民主的に再建いたします上から考へまして、不可欠な事柄を示しておるものであるからであります。

そこで第一に、今日官公吏は凡そ二百数十万と言われておりますけれども、これらのうち大多數を占めるものは私のような下級職員でございます。そうしてこれは社会的に見まするときには、社会の下層階級、貧乏人の方に属するものでございます。こういう下級の職員が自覺いたしまして、本當に正しい政治的意識を持つことが、日本の民主化のために、將又民主政治発展のために必要であると私は考へております。ところが改正案の第二條は如何でございますか。私はこの第二

條につきましては現行の規定につきましても反対であります。ところが改正案というものは、この現行法の制限を更に強めておるのであります。こういうことでは二百数十万の國民を政治的不具者に仕立てることになると申すも過言でないと思つております。公務員が職務を行いますときには公平な立場を取ることは当然のことでありまして、けれども、政治的に萎縮する、こういうことは封建的な官廳の殻に閉じこもり、日本の民主化を阻害する處れがあるものであります。局長、課長のようにな上りならば別であります。私のようにな下級職員がうちへ歸りましてから後に、或いは休日を利用して政治的な活動をするということが、何の差支があるものでありましようか。更に私はかように禁止規定を強めるといふことは、結局我々下級職員の政治活動を非合法の方へ追い込む、こういう處れがあることを指摘せざるを得ないのであります。私はこういう意味におきまして第二條の改正案は各項を通じて反対であります。

第二に、今回の改正案は官公廳の民主化を阻害すると思つております。今日我が國を民主化するために官公廳の民主化が必要なることは多言を要しません。そのためには職員が安心して職務することが必須な要件であります。そうして職員が安心して働くために大きな貢獻をして來たのは、官公廳におきまして労働組合の存在であります。勿論労働組合につきましてはいろいろ御批判もあつたことと思つてはおりますけれども、今後と雖もこの三官公廳における労働組合がなくては

は、官公廳の民主化は断じてなし得ません。不正はやみません。それから我々の下級職員の生活の不安といふものも、この労働組合がなくなつたならば解消はできません。我々下級職員から見ますと、組合ができてからといふものは、役所が非常に明るくなつたのであります。上の人にお世辭を使つたり、或いは機嫌を取つておる、こういう者が段々勢いが衰えて参りまして、眞面目にこつこつと與へられた職務を果しておればどうにか浮び上れるようになりかかつて來たのであります。これが我々の周囲の只今の姿でございます。有力者の後援がなくなつて、學問に頼らなくても、情実がなくなつても、眞面目に勤務をしておりました心配がない、明朗に働いておるわけでございます。これはなぜでありましようか。組合があるからであります。労働組合があるからであります。職員組織といふことで申しますならば、曾つて戦争中にも職員の組織はございました。職場懇談会、勤労報國會といふものがあつて、下意上達とか上意下達とかいふことを申しまして、上司に意見を述べる機会もあつたのであります。併しこれは何にもならなかつたのであります。結局におきましてフアツシヨ体制の強化に役立ただけでありまして、依然として正直者が馬鹿を見ておつたのであります。ところが今回の九十八條の改正によりまして、労働組合が又この職場懇談会に逆戻りをいたしましたといつておるのであります。私のようにな下級な職員は再び封建的、奴隸的な役所になるかと考へまして、誠に不安に堪えられないのであります。そういうわけで本日もここへやつて來た

わけであります。そういう意味におきまして、この九十八條の改正案には私は絶対に反対であります。若しこれを残すならば、労働組合を組織し又は加入する自由のあることをこの九十八條に明記をして頂きたいと思ひます。

それからこれに関連いたしまして、改正案の附則十六條が労働組合法、労働基準法、労働関係調整法、いわゆる労働三法の適用を排除しておる点を指摘しなければなりません。マ元帥書簡におきまして「政府関係においては労働運動は極めて制限された範囲に適用せらるべきである」といふ工合には書いてありますけれども、労働運動を禁止してはおりません。又職員は國民全体の奉仕者であることは、これはよく私も心得ておりますけれども、他面、どう考へましても、私のようにな下級職員といふものは、政府との間に使用主、使用人という関係が残つております。そんなわけで私は公務員法と競合せぬ限り現在の労働三法の適用は飽くまでも残して頂きたいと思ひますので、附則の十六條、この労働三法適用排除の規定は絶対に削除をして頂きたいと思ひます。かくて労働三法の適用を受ける労働組合が依然として官廳に残るということでありますれば、我々下級職員の不安も解消いたしまして、一生懸命役所で仕事をいたします。國民の方々に對しましても、サービスの改善について、一層の努力をいたします。第二次大戦後におきまして、フランス、英國、イタリアにおいては、公務員一般労働者に、團結権は勿論のこと、爭議権すら認められていふというのを聞いております。又米

國におきましては、この公務員法改正案によく似たタフト・ハートレー法という法律があるようですが、これも將に廃止されようといはれております。逆にこの團結権も爭議権も両方とも否認しておりましたのは、ナチスドイツ、ファシズム・イタリー、戦争中の日本であります。これらを考え合せますと、九十八條と附則の十六條の改正案は、どうしても反対せざるを得ないのであります。

第三に適用の範圍の点で一言いたしますが、單純勞務の従事者は、從來同様一般職から除外すべきであると思ひます。いわゆる現業廳につきましましては、公共企業體労働關係法に關する別の法律が作られるのでありますが、それ以外におきましても、單純なる勞務者は相當にありまゝです。例えば、地方廳におきましても、水道、交通、土木、清掃、衛生、防疫等でありまゝです。これを中央、地方の行政に直接參画する者と一緒に見るのは些か失当でありますまいか。殊にこれを一般職に入れるといふことは、單純勞務者の側から見ますならば、これは權利の著しい剝奪であります。私はこの意味におきまして、第二條改正案が、現行法の第二條第三項第十二号乃至十四号を除いておろすことは、反対であります。

第四に私は罰則が重過ぎると思ひます。現行法に比べまして違反條項を非常に殖やし、罰則を重くしているのではありません。これはどうも亂暴だと考えられるのであります。一例を挙げますと、改正案百十條十七号におきまして、爭議行為に休職を科してありましたが、これは大変な誤まりであると思ひます。同盟罷業をやつたな

らば休職というのでありますけれども、現行法におきましては非現業の職員は勞調法により爭議権がないのであります。これに違反したときでも罰金刑であります。又元帥書簡でも爭議行為に對しまして「雇用されておるために有するすべての權利と特權を放棄するもの」と、こういう場合には書いてありますけれども、爭議をやつたら休職にしろというところは書いてないのであります。或る程度の生活の保障があり職場が明朗になりますならば、我々は同盟罷業などというところは決して考へないと思ひます。逆にこの生活の保障が欠け、職場の民主化ということが行われなければ、如何なる重罰を以ていたしましても、我々の爭議行為に出ることは防ぎ得ないと思ひます。規定には、反対であります。この反動性を指摘せざるを得ません。尙人事院の権限強化についても反対であります。これは皆さんも十分に述べられましたので、省略いたします。以上にありまして、私はこの改正案に反対であります。若しこのまま通過するといふことになりましたらば、私のような下級職員は、再び昔の不愉快な役所の中に歸らねばなりません。これはどうして十分に御検討をお願いして、どうか我々が安心をして眞面目に働いて行かれるような役所ができるような法律にして頂きたい、こういう工合にお願いを申し上げまして私の公述を終わります。

○委員長(中井光次君) 尙公述人のうち三名ばかりは、まだに御出席がございませぬので、本日の公述は以上を以て終りたいと思ひます。時間が大變移りまして御迷惑ではありまするが、これから午後部の公述人に対して各委員の御質疑がございませぬればお願いいたします。どうぞ時間が移りましたから簡明直截にお願いいたします。

○委員外議員(水橋龍作君) 土橋委員長にお伺いしますが、先程政府はこの公務員法に政治的の行き方があるといふことを言われましたが、これに對しましてその理由をお聴きしたいのであります。それからもう一つ、この公務員法に對しまして、英連邦のバトリック・ショウ或いは中華の謝南光氏に面會されまして、これの御意見を伺つたといふことを聞いておりますが、その内容をお示し願ひたいと思ひます。

○公述人(土橋一吉君) 只今御質問がありましたので、簡單にお答を申し上げます。私が政府の政策的なものによつてこの改悪案が出ておるといふことを申し上げた根拠は、今日までのところ團體交渉を私を身を以て體驗しておるのであります。その経過から見まして、政府は常に全官公廳の正當なる團體交渉権には應じていなかったものであります。と申し上げるのは、例えば二・一ストライキの場合におきましても、これは非常に明瞭であります。例えば後程に臨時官公吏待遇改善委員會というふうなものを作りまして、そうして千六百円ベースを作り上げるような状態になつておつたときに、ちょうど片山内閣が成立してございまして、片山内閣が七月の上旬にこの問題については千八百円ベースを強行いたしました。これには、まあいろいろ理由がございました。當時の和田安本長官等は、十月には黒字が出るからして労働者は耐乏して呉れというふうなこ

とで、千七百円のはね返りが當然二千四百、それで千八百円ベースとした、こゝういふことを考へましても非常に政策的な意味を持つておつたのであります。次の二千九百二十円ベースのときは考へて見ましても、これは遺憾ながら國鉄の労働組合がこれに賛成されまして、それも幹部の諸君だけが賛成されて、政府との話し合いによつて二千九百二十円というものが認められたことを政府は中心課題として、我々は最低賃金制の確立を要求したのであります。それが政府の一方的な措置によつてこれが結論的に二千九百二十円ベースといふものが六月の物價改訂まで彼らの一方的な考へで持越された。ところが六月の物價改訂のときにはこれは予算の關係がありまして、これは耳新しいことであるから私が申し上げるまでもないと思ひますが、六月二十三日の日に公定價格を全部二・二二倍以上上げまして、郵便料金四倍、鐵道料金二・五五倍上げて、そうして物價と賃金の關係におきましては政府が一方的に三千七百九十一円ベースといふものを決めて、そうして確か七月の四日の朝に本會議を通過した、こゝういふ結果を持つて……、我々の要求しましたのは六月の十二日であります。そのときには北村大藏大臣がすでに予算委員會においては本會議においては三千七百九十一円ベースですべての予算を計上しておつたわけでありまして。そうして収入關係を見積つた、こゝういふような政策的なものを持ちながら、我々の團體交渉には他くまでも三千七百九十一円ベースで應ずる態度で我々の五千二百円ベースといふものに立向つておつたといふ關係を見まして、例えばそれが二千

九百二十円ベースから三千七百円ベースに移行する場合にも四月以降の新給與については、政府は労働組合側と本當に團體交渉をして、新給與に關する問題を討議いたしましてしようといふことは、西尾國務大臣も、加藤労働大臣も、或いは苦米地官房長官も組合側に誓約しておつたのであります。ところが政府が六月の予算の關係で、この問題については二千九百二十円で押切ろうと考へておつたから、紛争處理機關を呑まなかつた、紛争處理機關を君らの方で認めなければ、私の方では新給與に關する問題は討議しないといふようなことを申し上げて、その間政府が二千九百二十円ベースを強行して、六月になつてから彼らは予算を計上し、只今のような案を一方的に作つておつて、それをひた隠しに隠しておつた。六月の二十八日からいよいよ國會の方では決りやうだ、三千七百二十円ベースは間違いないと、こゝう考へて來たときに初めて労働組合側と團體交渉をして、三千七百二十円ベースなら出すといふようなことをやつておつたのであります。従つて今度できました、この國家公務法改悪の政令も、マッカーサー元帥の書簡に關しましては、私はとやかく言わない。この解釈の最高權威は司令官がお持ちでありますので、私はとやかく言わないのでありますけれども、この書簡に便乗して政令二百一十一號を發したいといふことは、如何に憲法違反であるかといふことは、これはもう言を俵たないのであります。それに事よせて、又この改悪の法律案を作つておつたといふようなことが、全官公廳労働組合運動に對する政府の政策的な彈圧であるといふこと、これはもう言を

俟たないのであります。そういう声田
反動政府の政策的な考えから基本的な
人権を妨げるような、又基本的な人権
を圧殺するような、こういう法規は、
先ずそういう面から政策的にこの法律
が使われておるといふことについて眞
向から私は反対しなければならんとい
うことで、御答弁を申し上げたいと思
ひます。特に私は先程口述の際
申し上げたように、これは法律のトリッ
クであります。皆さん今日までの公聴
会の各口述人のお話をお聴きになつて
お分りのように、官吏は全体の奉仕者
で、一部分の奉仕者ではない。それか
ら権利保障に関する問題については、
公共の福祉だといふようなことで基本
的な人権に一つのブレーキをかけてお
るわけでございましてけれども、若し公
共の福祉といふ言葉を忠実に考へて、
いわゆる公共とは誰かといふならば、
恐らく全日本の中の勤労階級のために
なる社会秩序を立てることが公共の福
祉であり、一部分の特権官僚及び一部
の金持階級なり、一部分の反動的な勢力
のためになるような公共の福祉という
のは、これは反人民的であるのであり
ます。従つて、そういうような意味に
ついて、すべて公共の福祉だから憲法
上の責任にも制限されるような解釈を
出す公法学者なり、一般の諸君の考え
は誤りである、飽くまでも我々日本の
中には勤労階級の方が多いのである。
従つて、全勤労階級のためになるよう
な社会秩序を確立することが、いわゆ
る公共の福祉であつて、今日のような
一部分の物持ち、一部分の金持ちとか、一
部分の特権官僚、そういう諸君の地位、
その企業形態、その金融関係を擁護す
るために考へておるようなこの社会秩

序は、これは公共の福祉ではないので
ある。例えば官吏は全体の奉仕者だと
いうような言葉の中には、これは私も
賛成である、併しながら官吏が、若し
現在のこの國家公務員法改悪の原案に
従うならば、特権官僚のための奉仕者
に過ぎないのである。全國民に対する
奉仕者にはならないといふことも明瞭
である。なぜならば、この職階制を通じ
て特権官僚が持つておる権限というの
は、いま國會の皆さんがお考えになつ
ておるうちに、そんなにまやかしとい
ふものではない、彼らは國會の各委員の
皆さんの前にいると、猫のように小さ
くなつておるけれども、あの官廳に行
つて彼らのやつておることを御覧にな
ると、全く今の口述人が申されたよう
に憤慨に堪へないものを持つておる。
従つて、私はそういうような全体の奉
仕者とか、公共の福祉のためにといふ
文句で基本的権利にブレーキをかけ
て、これを抑えるような考へ方は、賢
明な國會の皆さんにはないと思ひけれ
ども、その点を十分に御考慮願ひたい
といふことで、只今の水橋委員の御質
問の第一にお答え申し上げます。

第二点は私が承知しております。範
囲においては、只今席上におられます
羽仁委員の通訳で、私はパトリック・
シヨウ氏に九月十六日にお会ひしたの
であります。その時に、パトリック・
シヨウ氏の言われたことは、先ず民主
主義國家において何が一番大切かと言
うならば、勤労者の基本的人権が尊重
されておるかどうかといふことが、そ
の國の民主的國家であるかどうかとい
う基本線である。如何に名文句を並べ
ても勤労者の基本的権利を守らないよ
うな國は、それは民主主義國家でな
い、こゝパトリック・シヨウさんから
私は羽仁さんの通訳で聞いておるので
あります。従つて私は今日まで、八月
二十八日の時のあのシヨウ氏議長に
對して私は申述べたことを再確認する
ならば、現在諸君は一体中央労働委員
会の五千二百四問題がどうなつておる
か、というのがパトリック・シヨウ氏
の質問であります。そこで私はパトリ
ック・シヨウさんに、いや、あれは政
府のポ政令によつて一方的に切られ
て、現在手も足も出ない状態になつて
おりますとお答えしましたところ、そ
れはいかん、英連邦においては少く
も國家公務員の待遇改善に關して紛争
状態に入つた場合においては、常に第三
者を入れたいわけの調停機關といふも
のがあつて、現在の人事委員会といふ
ておるような政府機關の中で、対等な
地位において交渉する、自分の庭にお
いて、自分のいわけの所管における下
部機關においてその苦情を処理させる
という態度はこれは誤りである。英連
邦においてはさうなことは考へてな
い、どこまでも國家公務員が紛争状態
に立ち至つた場合には、紛争調停法と
いふ法律に基いて、第三者を入れた機
關において適切妥當な調停案なり、採
決方法がある。こゝういふことも参考
になるだろうから、このオーストラリア
の國家公務員の紛争調停法といふ法律
案を、あなたに上げるから、これを十
分通訳して、國會の皆さんにも知ら
せ願ひたいといふことをパトリック・
シヨウ氏はおつしやつたのでありま
す。又その席上で申されたことは、問
題は全官公吏が罷業するといふ、そ
ういふ状態がないようなしつかりした給
與を打立てられて、その上に對等の立

場において團體交渉ができるような、
そういうことをやられることが最も望
ましいといふことは確信しておるのであ
ります。従つて、若し諸君があらゆる
場合において國會の皆さんに話すような
機会があるならば、その点を力説しな
さい、といふことを、パトリック・シ
ヨウさんは我々に言つておられるので
あります。根本的な問題は冒頭に
申し上げましたように、官廳なり、或
いは公務員といふものが、不平等、不
満や、待遇に關する非常に劣悪的な状
態において仕事をしておるといふこと
と、民主國家においては許されないと
である。少くとも國家の公務を執行
する者、これを運用する者が職場にお
いて非常な不平、不満を考へておると
いふ制度は飽くまでこれは打倒されな
ければならぬ、そういう國家であつ
てこそ、初めて民主國家の國權の運用
も國民の總意の反映したものが運営さ
れるのである。こゝういふ御意見であつ
たように考へております。まだ足らな
い点が沢山あると思ひますが、時間も
ないのでありますから、この程度でパ
トリック・シヨウ氏のお話を終りたい
と思ひます。

次は謝南光先生ですが、謝南光先生
には九月十四日にお会ひしました。謝
南光先生の仰せになることは、現在の諸
君のこの争議に關する問題については
政府が殊更に諸君を中傷しておる、
私はそうでないと思ひけれども、諸君
の権利が正当に行使せられたと思ひけ
れども、殊更に政府の悪宣傳で諸君の
立場は非常に不利になつておるといふ
ことを先ずあなたの方にお傳へする。中
華民國は極端なる右、極端なる左も賛
成しない、併しながらそういうような
双方の意見が話されるということは、
民主國家として當然であらうと思ひ
ます。併し労働組合として特別に願ひたい
点は、政府と對等の立場において團體
交渉しなければならぬといふこの原則
は、これはもう中華民國不變の原則で
ある。諸君はこの点については飽くま
で御援助申し上げたいといふことを申さ
れておりました。次は諸君の労働組合
を作つて自主的にやりやうになること
が如何に日本の官僚制度、或いは官廳機
構におけるところの民主化をする基本
であるかといふことも中華民國はよく
承知しているからして、それをでき得
る限り促進して貰ひたい。特に労働組
合が目を光らして、高級官僚なり、官
僚の同僚なり、或いは保守政黨なり、
或いは反動政黨なり、政府の職員、そ
ういふものに対する摘発をして斗争を
やるべきである。丁度九月十四日の日
は大藏省の主計局長の福田超夫といふ
者が強制収容をされた日でありまし
て、新聞に出た日でありまして、そこ
で謝南光先生曰く、今日の新聞に書い
てあるこの福田君が強制収容をされた
といふことが、これが願わくば大藏省
の労働組合で摘発をされればまだ組合
の力を増すであらう、國民の信頼を得
たであらう、こゝういふ点を大いに考へ
て運用されることを願ひたい。とい
ふことが謝南光先生のおつしやる中
心点であらうと記憶します。

○委員長(中井光次君) 時間が余り遅
れるといけませんから、短く切上げる
ようにお願いいたします。
○公述人(土橋一吉君) それでは簡單
に申し上げますが、ソ同盟の方の話で
は、これはゲネラルフという人の話で
すが、テレビヤンコ氏とは話が五分し

かできませんでしたが、その人がおつしやることは、ソ同盟は働く者を中心とする國であるから、諸君が頼もりと頼むまいと、ソ同盟は働く者の権利を侵害するような、そういう物の考え方については、どういふ権力であらうと、どういふ階級に対しても嚴重なる抗議をするものである。従つて諸君から頼まれたからキスレンコがマツカーサー元帥に対して抗議の文書を出したものでない。ソ同盟は正しい労働の権利を抑えるような権力なり、或いは反動的な階級については、事の如何を問はず、直ちに反対する意向を持つてゐるという話でありました。そこで非常に大切なことは罷業権であるが、罷業権を禁止するというが政令の内容を見て、これが永久的であるかどうかということは問題の中心点は、どういふふうにとストライキを止めるかということが問題であつて、そういう法律を後まで残さなければならぬということとは問題ではない、全官公吏がストライキをやつたという場合にどこにいわけの進駐軍が考へて、占領目的に直接違反し、占領目的を直接阻害したかというところが問題である。こういう法を永久に残すということは我々としては全く想像もできない、考へることもできない。というふうな御発言であつたと思ひます。

まだ非常に足りないと思ひますが、水橋委員の御質問に対して、これを以てお答えいたします。

○委員長(中井光次君) 他に御質問疑はございませんか。それでは以上で本日公述を終ることにいたします。長い間誠に有難うございました。公述においていろいろ有益なる貴重な御意見

を拜聴いたしましたので、これを十分に参考といたしまして、明後日からの審議を続行いたしたいと存じます。本日はこれを以て散会をいたします。誠に有難うございました。

午後四時二十四分散会

出席者は左の通り。

委員長 中井 光次君

理事

委員

木下 源吾君
小串 清一君
宇都宮 登君

赤松 常子君
佐々木鹿藏君
大山 安君

寺尾 博君
東浦 庄治君
羽仁 五郎君

岩男 仁藏君
田中 二郎君
北澤新次郎君

公述人

東京大学教授 田中 二郎君
早稲田大学教授 北澤新次郎君

東京大学商学教授 吾妻 光俊君
東京大学商学教授 田上 稔治君

新経済新聞社長 宮内 勇君
酒類配給 式村 義雄君

公團 理事 石井 茂樹君
價格調整 小林 一君

國鉄労働組合 執行委員長 土橋 一吉君
全通信従業員組合 執行委員長 市川 誠君

全通信従業員組合 執行委員長 土橋 一吉君
食糧配給中央事務 熊倉四五七君

労働組合中央 執行委員長 熊倉四五七君
執行委員長 佐藤 安政君

労働組合中央 執行委員長 熊倉四五七君
労働組合中央 執行委員長 佐藤 安政君

労働組合中央 執行委員長 熊倉四五七君
労働組合中央 執行委員長 佐藤 安政君

鹿兒島縣長 吉瀬 寛君
文教省高等學校 渡辺 みえ君
文教省高等學校 熱田 春雄君
東京都廳總務 局調査課勤務

昭和二十三年十一月三十日印刷

昭和二十三年十二月二日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局